

# 第3次

# 胎内市男女共同参画プラン21

(計画期間 2020年度から 2024年度)

令和2年3月  
胎内市

## 男女共同参画社会の実現をめざして



急速な人口減少と少子高齢化が進行し、既存の社会・経済の仕組みには構造的な転換が求められています。

こうした環境の変化に対応し、将来にわたって活力に富んだ持続可能な社会を形成するためには、誰もがお互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

胎内市では、平成 27（2015）年に策定した「第 2 次胎内市男女共同参画プラン 21」に基づき、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、社会通念やしきたり・慣習をはじめ、性別による固定的な役割分担意識は依然として根強く、解消しなければならない課題が数多く存在しています。

国においては、平成 27（2015）年 8 月に女性が職業生活で個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境づくりの推進をうたった「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、新潟県においても平成 29（2017）年 3 月に「第 3 次新潟県男女共同参画計画」が策定されました。

このような社会情勢の変化や新たな課題に対応し、胎内市では、男女共同参画施策のより一層の推進を図るため、「第 3 次胎内市男女共同参画プラン 21」を策定いたしました。

また、このプランを「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「ドメスティック・バイオレンス対策基本計画」としても位置づけています。

このプランに基づき、今後も市民、事業者、関係機関の皆様とともに、施策の実施に取り組んでまいりたいと存じますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたりアンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただきました市民の皆様、そして慎重なご審議とご提言をいただきました「胎内市男女共同参画推進委員会」の委員の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

令和 2 年 3 月

胎内市長 井畑 明彦



# 目 次

## 第1章 基本計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	3
3 計画の性格	8
4 計画の期間	8
5 計画の目標	8
6 計画の構成	9
7 計画の体系	10

## 第2章 基本計画の内容

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女平等を推進する意識づくり	13
重点目標1 男女一人ひとりを尊重する意識づくり	14
重点目標2 男女平等を推進する教育・学習の充実	20
基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の推進	23
重点目標1 政策・方針決定の場における女性参画の促進	24
重点目標2 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画の推進	27
重点目標3 地域活動・防災活動等の女性参画の推進	29
基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和がとれた環境づくり	32
重点目標1 家庭と仕事等の両立支援	33
重点目標2 男女平等な就業環境の整備	38
基本目標Ⅳ 元気に安心して暮らせるまちづくり	41
重点目標1 生涯にわたる生と性に対する正しい知識の普及と心と体の健康支援	42
重点目標2 あらゆる暴力を許さない社会づくり	46
重点目標3 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	52
基本目標Ⅴ 推進体制の整備及び管理	54
参考資料	55



# 第1章 基本計画の概要



## 1 計画策定の趣旨

平成11（1999）年6月に、男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけられました。男女共同参画社会は、日本国憲法の男女平等の理念に基づき、すべての個人が自らの個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく生きられる社会を目指し、より豊かで活力ある社会を築くために必要不可欠なものです。

平成13（2001）年に公布・施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）は、これまで2回の法改正を経て、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。

また、平成27（2015）年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立し、あらゆる場における女性の活躍の場を拡大するため、環境の整備が進められています。

胎内市においては、「男女がいきいきと活躍できるまち」を目指し、平成20（2008）年3月に「胎内市男女共同参画プラン21」を策定し施策の推進に取り組みました。平成27（2015）年3月には、新たに「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の重要性を踏まえた、「第2次胎内市男女共同参画プラン21」を策定しました。

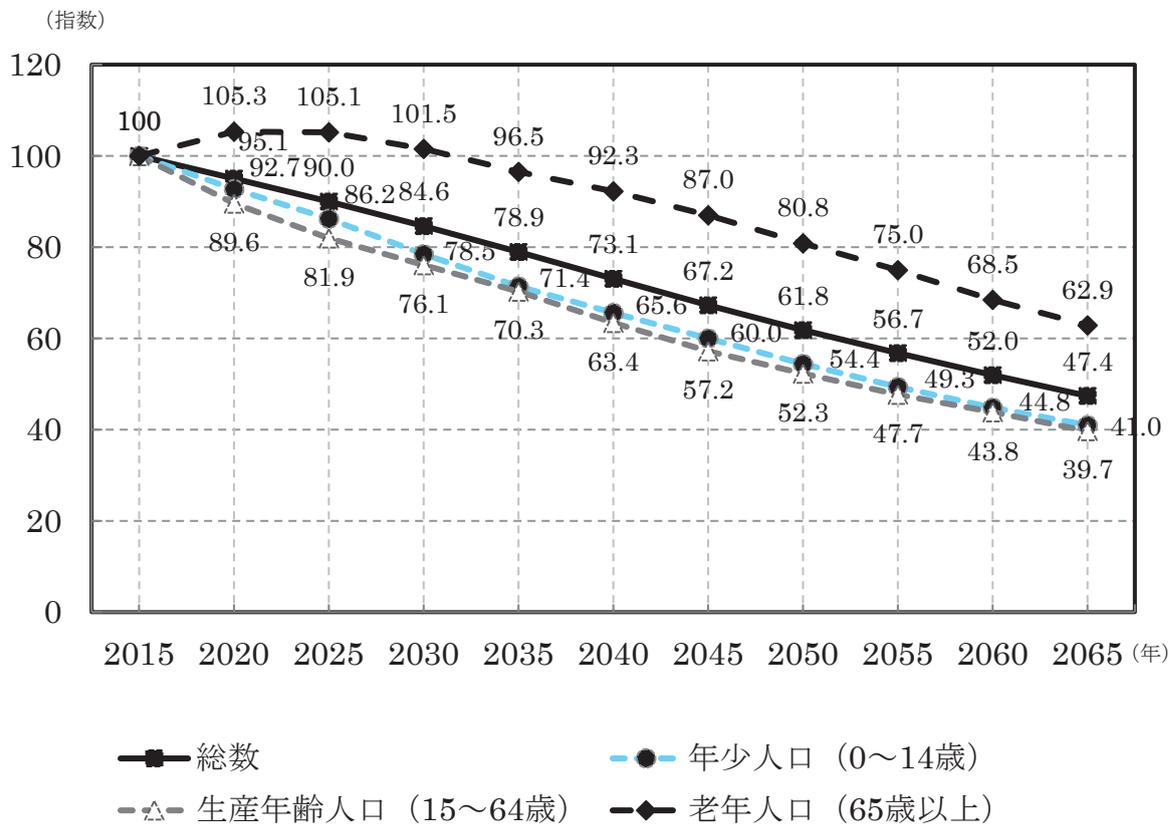
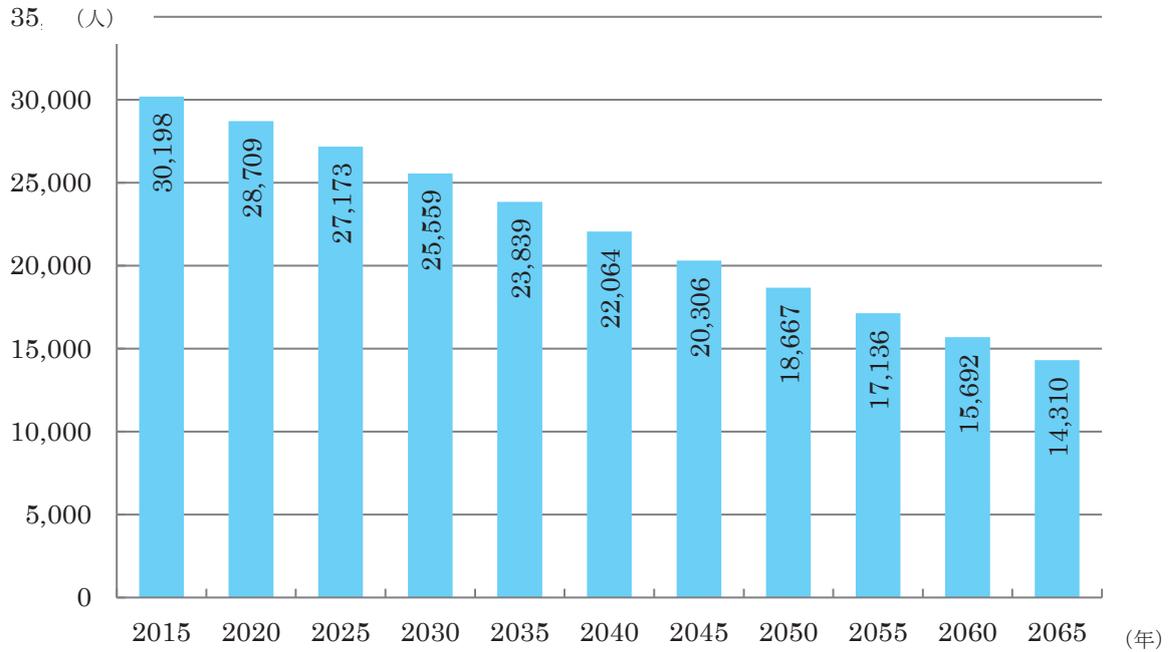
そして、令和元（2019）年度に第2次プランの期間が終了することから、施策への取組を評価した結果、これまでの取組により、市の審議会等の委員に占める女性の割合が上昇するなど、徐々に成果が表れているものの、平成30（2018）年に行った市民意識調査結果からは、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強いことや、重大な人権侵害であるDV（配偶者等からの暴力）等の防止にさらなる取組が必要であることが明らかになりました。

胎内市においては、人口減少及び少子高齢化のさらなる進行による、労働人口の不足が予測されており（3頁参照）、より一層活力のある社会を構築していくためには、自らの意思で参画し、人権を尊重した男女平等を推進する意識づくりが、ますます重要な課題となっています。

このような状況を視野に入れ、胎内市における様々な課題を推進するための施策の方向性を定めた新たな推進計画として、「第3次胎内市男女共同参画プラン21」を策定しました。

本プランにおける、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置づけるとともに、人権やあらゆる暴力の根絶などに関する項目については、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけ、総合的に施策を推進していきます。

## 胎内市の将来推計人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（市区町村）

## 2 計画策定の背景

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	胎内市の動き
1975 昭和50年	国際婦人年とし、メキシコで開催された「国際婦人世界会議」において「平等・開発・平和」を目的に各国がとるべき政策の指針となる「世界行動計画」を採択			
1977 昭和52年		「国内行動計画」を策定し、向う10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、本格的な施策の取組を推進	婦人問題担当窓口を設置	
1979 昭和54年	第34回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を採択			
1985 昭和60年	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議において2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の批准	10年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」を策定	
1986 昭和61年		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」公布		
1991 平成3年		「育児休業等に関する法律(育児休業法)」を公布		
1992 平成4年			「女性問題協議会」から提出された「新潟県婦人対策の方向の改定についての意見報告」を踏まえ、「新潟県婦人対策の方向」を全面改正した「にいがたオアシス女性プラン」を制定	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	胎内市の動き
1994 平成6年		男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部を設置		
1995 平成7年	第4回世界女性会議（北京会議）において「女性の権利は人権である」と明記し、2000（平成12）年までの行動指針である「行動綱領」を採択			
1996 平成8年		男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受け、「男女共同参画2000年プラン」を策定	国の内外における女性問題解決への動きや、少子化、高齢化、国際化等の時代の流れに対応するため「ニューにいがた女性プラン」を策定	
1999 平成9年		男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」を公布、施行  「改正育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」を施行		
2000 平成12年	国連本部（ニューヨーク）で開催された「女性2000年会議」において、「行動綱領」の実施状況について検討及び評価をするとともに「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択	「男女共同参画社会基本法」に基づいた「男女共同参画基本計画」を策定  「児童虐待防止等に関する法律」を公布、施行  「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を公布、施行		女性と男性が生き生きと活躍でき、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現をめざし、「女(ひと)と男(ひと)共同プラン」を策定

第1章 基本計画の概要

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	胎内市の動き
2001 平成 13 年		男女共同参画社会の形成の推進をより一層強化するため、内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」を設置  「DV 防止法」公布、施行	「男女共同参画社会基本法」に基づく男女共同参画計画として「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定	
2002 平成 14 年			「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定、施行  条例に基づき「男女平等推進相談室」を新潟ユニソンプラザ内に開設	総務課に人権行政の総合的な役割を担う人権啓発係を設置
2005 平成 17 年	国連本部（ニューヨーク）で開催された「北京+10」閣僚級会合において、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認	少子化・男女共同参画特命大臣が誕生  「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定		
2006 平成 18 年			男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定  「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項及び施策の実施内容について定めた「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」を策定	人権にかかわる具体的な施策の方向を明確にし、市民一人ひとりの課題として提起するとともに、女性の人権を含むあらゆる差別の解消に向けた、市政の重要な計画として位置づけた「人権教育・啓発推進計画」を策定  男女共同参画に関する市民意識調査を実施

第1章 基本計画の概要

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	胎内市の動き
2008 平成20年				市内の企業・団体等により構成する「胎内市女性政策推進委員会」で内容を審議し、「胎内市男女共同参画プラン21」を策定
2009 平成21年			改定版の「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」を策定	
2010 平成22年	北京宣言及び行動綱領の採択から15年にあたることを記念し、国連本部（ニューヨーク）で開催された「国連『北京+15』世界閣僚級会合」において、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価をし、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等を採択	「第3次男女共同参画基本計画」を策定		全庁で男女共同参画を進めていくため、副市長を議長とし教育長、各課長で構成される「男女共同参画推進会議」を設置
2013 平成25年		「日本再興戦略」における成長戦略の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる	「第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定	胎内市男女共同参画推進委員会条例を公布、施行 各種団体の代表者や市民公募委員等で構成する「胎内市男女共同参画推進委員会」を設置
2014 平成26年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」を施行		男女共同参画に関する市民意識調査を実施 「第2次胎内市男女共同参画プラン21」を策定

第1章 基本計画の概要

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	胎内市の動き
2015 平成27年	ニューヨーク国連本部で「第59回国連婦人の地位委員会(CSW)「北京+20」」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等を採用	女性の採用・登用・能力開発等のための事業主講堂計画の策定を事業主に義務づける女性活躍推進法の制定 「第4次男女共同参画基本計画」を策定		
2016 平成28年	ジュネーブ国連欧州本部での女子差別撤廃委員会において、日本が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第7回及び8回報告の審議が行われ、委員会が評価する点や日本政府の政策等に対する見解がまとめられた。			男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、「胎内市男女共同参画庁内推進委員会」を設置
2017 平成29年			女性活躍推進法の施行を踏まえた「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定	
2018 平成30年		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を公布・施行		男女共同参画に関する市民意識調査を実施
2020 令和2年				「第3次胎内市男女共同参画プラン21」策定

### 3 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に示された基本理念や考え方に基づき、男女が共に社会のあらゆる場への参画を進めるために、胎内市の取り組むべき課題や方針を明らかにし、総合的・計画的推進のための具体的施策を示したものです。
- (2) この計画は、国及び県の「男女共同参画基本計画」を勘案して策定するものです。
- (3) この計画は、第2次胎内市総合計画を基本として、その他関連計画との整合性をとるものです。
- (4) この計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく胎内市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけられる計画です。
- (5) この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく胎内市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として位置づけられる計画です。
- (6) この計画は、行政だけではなく、広く市民、企業、団体等に理解と協力を求め、家庭、地域、職場での実践を期待するものです。

### 4 計画の期間

この計画は2020（令和2）年度から2024（令和6）年度末までとし、期間満了までに新たな計画を策定するものとします。

### 5 計画の目標

男女がいきいきと活躍でき、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

この目標を実現するために5つの基本目標を掲げます。

- (1) 人権を尊重した男女平等を推進する意識づくり
- (2) あらゆる分野での男女共同参画の推進
- (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた環境づくり
- (4) 元気に安心して暮らせるまちづくり
- (5) 推進体制の整備及び管理

## 6 計画の構成

計画は、「基本計画」と「実施計画」で構成します。

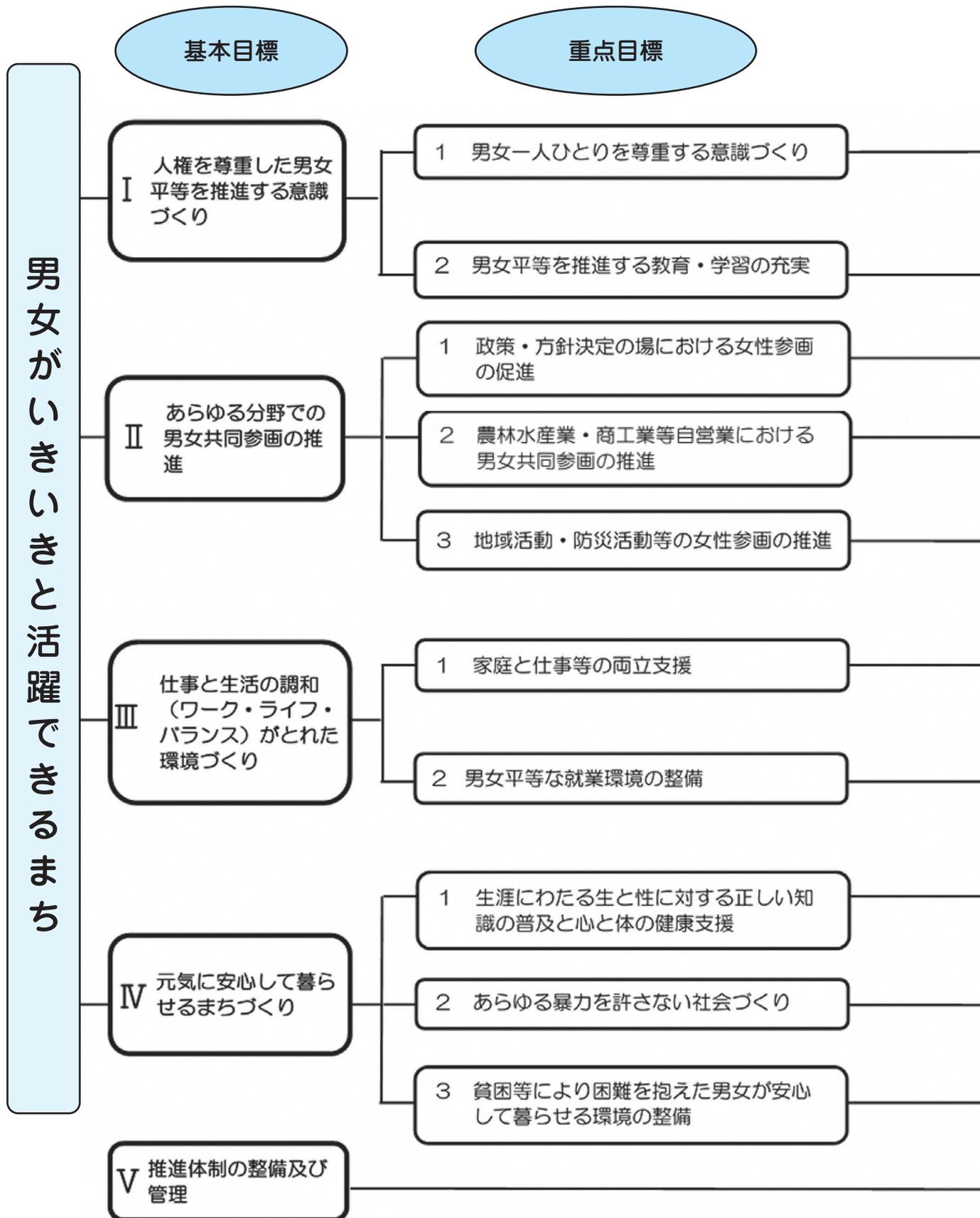
### (1) 基本計画

胎内市における男女共同参画社会の実現に向けての基本的な考え方、方向性を示したもので、5つの基本目標、10の重点目標、30の施策及び目標値で構成されています。

### (2) 実施計画

基本計画に掲げられた「基本目標」「重点目標」「施策」に基づいて、具体的に取り組むべき事業を体系化し、市の施策の総合的かつ計画的、効果的に展開するためのものです。毎年度、計画の進行管理及び事業の評価を行いません。

## 7 計画の体系



※（\*）の項目には、女性活躍推進計画に該当する施策を含む

## 施策の方向

- (1) 家庭生活・地域・職場における男女平等の意識づくり
- (2) あらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消・社会的慣習の見直しに向けた啓発
- (3) LGBT（性的少数者）に対する正しい知識の啓発

- (1) 保育園（こども園）・学校における男女平等の推進
- (2) 保護者・保育士・教職員等への意識啓発

- (1) 職場・各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進（\*）
- (2) 市の審議会等への女性委員の積極的登用（\*）

- (1) 女性人材の育成と起業支援（\*）
- (2) 次世代を担う人材育成と女性の経営並びに社会参画の促進（\*）

- (1) 地域活動への男女共同参画の推進（\*）
- (2) 防災分野における男女共同参画の推進（\*）

- (1) 男性の育児・家事・介護への参画促進（\*）
- (2) 男女共同参画の視点に立った子育て支援体制の充実と制度の周知（\*）
- (3) 男女共同参画の視点に立った介護支援体制の充実と制度の周知（\*）

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保（\*）
- (2) ハッピー・パートナー企業への登録促進
- (3) 女性に対する再就職支援の推進（\*）

- (1) 生涯を通じた男女の心と体の健康支援
- (2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及・啓発
- (3) 性に対する正しい知識の啓発

- (1) ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶と防止に向けた啓発
- (2) あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた啓発（\*）
- (3) 女性相談窓口の充実及び他の機関との連携強化
- (4) 児童虐待防止策の推進

- (1) 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立促進（\*）
- (2) ひとり親家庭等への支援（\*）

- (1) 計画の進捗状況の管理及び市職員への男女共同参画意識の醸成
- (2) 市民・事業者・各種団体との連携・協力
- (3) 国・県・他市町村との連携
- (4) 国際的理解・協調の推進



## 第2章 基本計画の内容



## 基本目標 I

### 人権を尊重した男女平等を推進する意識づくり

男女共同参画の社会づくりを進めるには、人権尊重の理念について市民一人ひとりがその理解を深めるとともに、個人の意識や社会理念の中に残っている差別や性別による固定的役割分担意識を解消していくことが必要です。そして、思いやりに満ちた地域社会の実現をめざし、人権尊重の精神を育む事業の推進が求められています。

長い歴史の中で、形成されてきた「男は仕事、女は家庭」に代表される、固定的性別役割分担意識は、家庭生活、職場、地域社会、学校など社会のあらゆる分野にわたり、女性の生き方をさまざまな形で制約してきました。

また、近年、配偶者や身近な相手からの暴力（ドメスティック・バイオレンス※1）（以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメント※2（以下「セクハラ」という。）、リベンジ・ポルノ※3、性犯罪等についても、重大な社会問題となっています。これらの暴力行為等は、人権を侵害するものであり、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。これらの暴力行為等を生み出さないためには、一人ひとりが高い人権意識を持つことが必要となります。

男女共同参画社会推進に関する施策を進めるにあたり、慣習や慣行にとらわれず、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮するための意識づくりが必要となります。

重点目標1 男女一人ひとりを尊重する意識づくり

重点目標2 男女平等を推進する教育・学習の充実

#### ※1 ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力も含まれる。

#### ※2 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。

#### ※3 リベンジ・ポルノ

付き合っていた異性の性的な画像などを復讐の目的でインターネット上に流出・拡散させる行為のこと。

## 重点目標 1

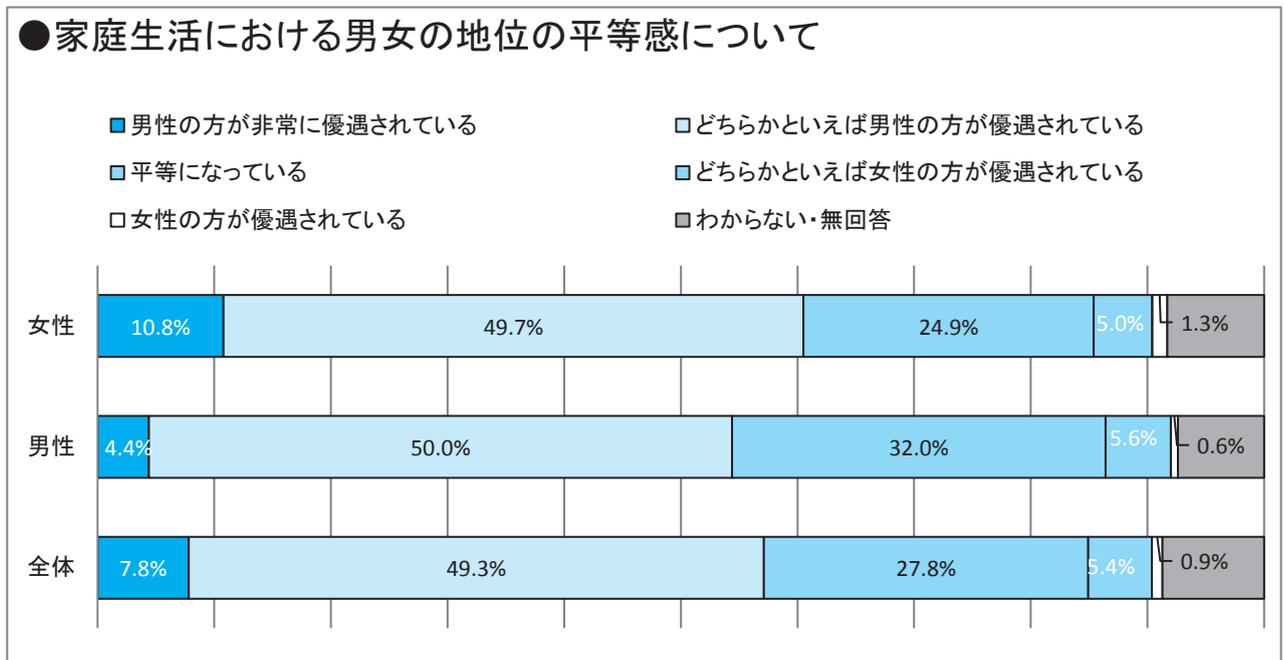
### 男女一人ひとりを尊重する意識づくり

施策の方向

(1) 家庭生活・地域・職場における男女平等の意識づくり

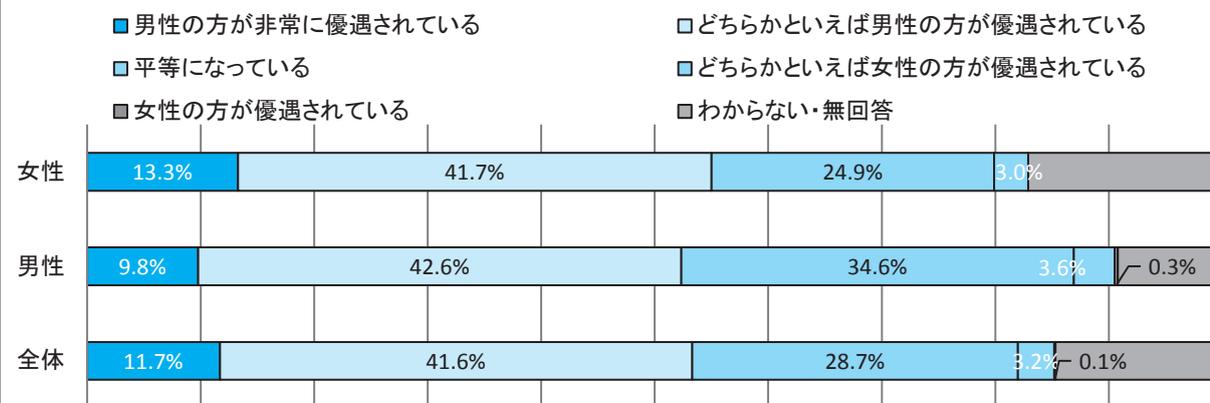
【現状と課題】

- 平成30年に実施した市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）の結果では、「家庭生活・地域・職場において男女の地位が平等になっている」と感じている人が3割を下回っています。
- 家庭・地域・職場において、男女がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら支え合うことの大切さや、性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を活かした多様な生き方を認め合い、男女平等の意識を深めていくことが必要です。



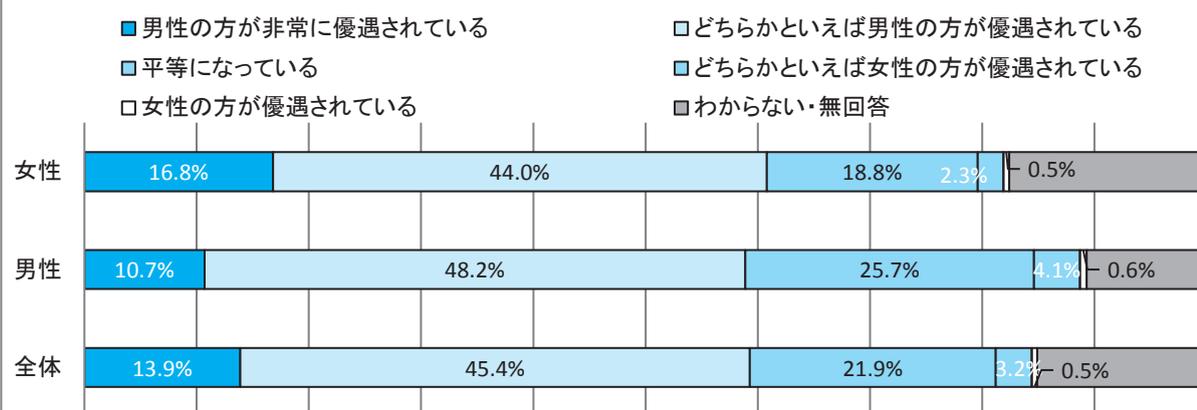
資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

### ●地域における男女の地位の平等感について



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

### ●職場における男女の地位の平等感について



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

### 施策の方向（1）家庭生活・地域・職場における男女平等の意識づくり

#### 具体的施策

- ① 男女共同参画に関する講演会やセミナー、パネル展を開催し男女平等の意識啓発に努めます。
- ② 市報等を通じて、男女平等に関する情報を発信し、正しい知識の普及・啓発に努めます。

番号	指 標	算出方法	H30年度	R5目標
1	男女平等に関する講演会やセミナー、パネル展の開催回数	総務課資料	—	年に1回以上
2	男女共同参画に関する講演会やセミナーのテーマについて、内容が「理解できた」「おおむね理解できた」と答えた人の割合	総務課資料	—	70%以上

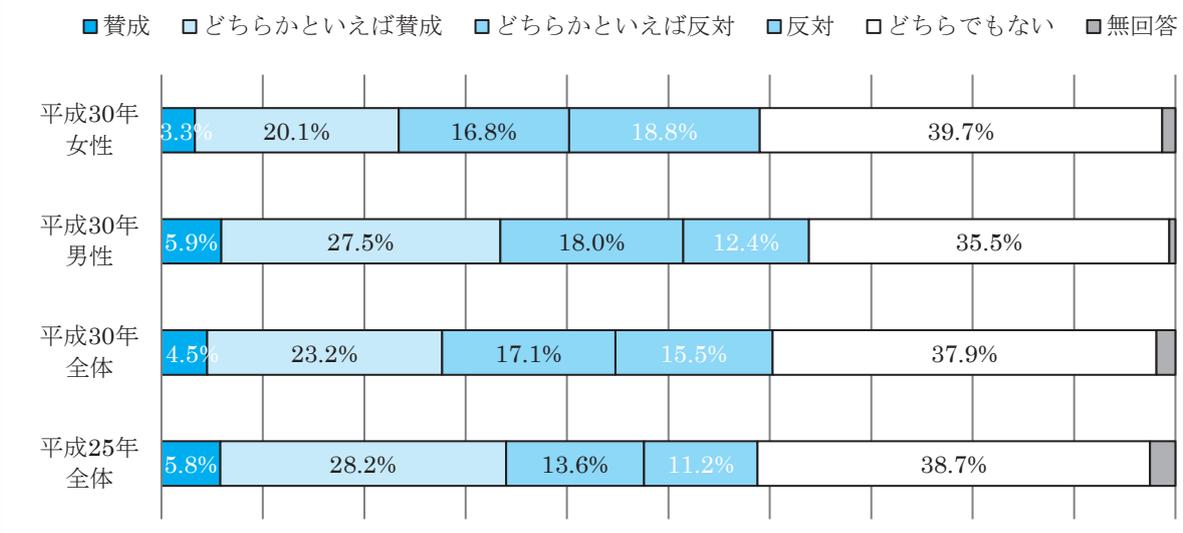
施策の方向

(2) あらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消・社会的慣習の見直しに向けた啓発

【現状と課題】

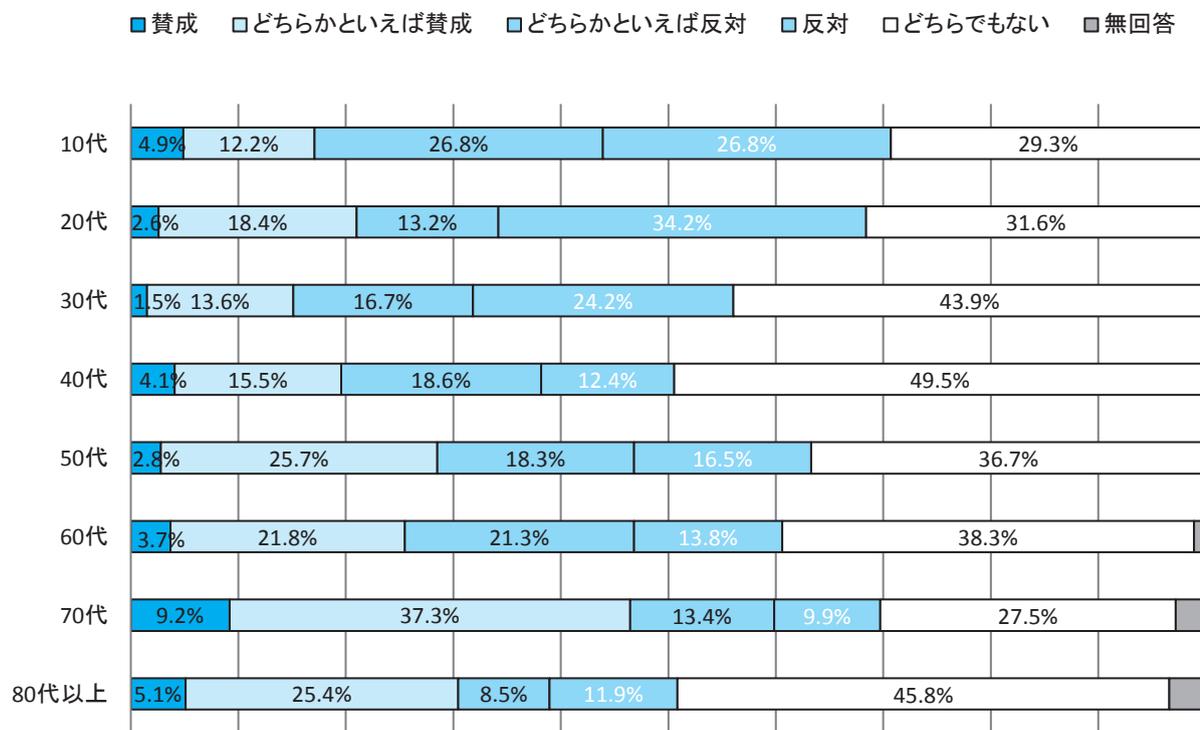
- ・ 市民意識調査の結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方についての意識として、3割近くの人が「賛成」「どちらかといえば賛成」でした。
- ・ 前回の調査（平成25年実施）と比較すると、その割合は約7ポイント低下しており、男女平等の意識づくりは定着してきてはいるものの、依然として固定的役割分担意識をもった人が多くいます。
- ・ 男女別にみると、「賛成」「どちらかといえば賛成」とする男性の割合が33.4%、女性の割合が23.4%であり、固定的役割分担意識は男性の方が強く残っている結果となっています。
- ・ 年代別にみると、年代が上がるごとに固定的性別役割分担意識に肯定的な割合は増加しており、特に70代では、4割を超える人が「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答しています。
- ・ あらゆる機会を通じ、市民へ男女平等の意識を深めるための広報・啓発活動を行うことが必要です。

● 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：平成25年度、平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

●「男は仕事、女は家庭」という考え方について(年代別)



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

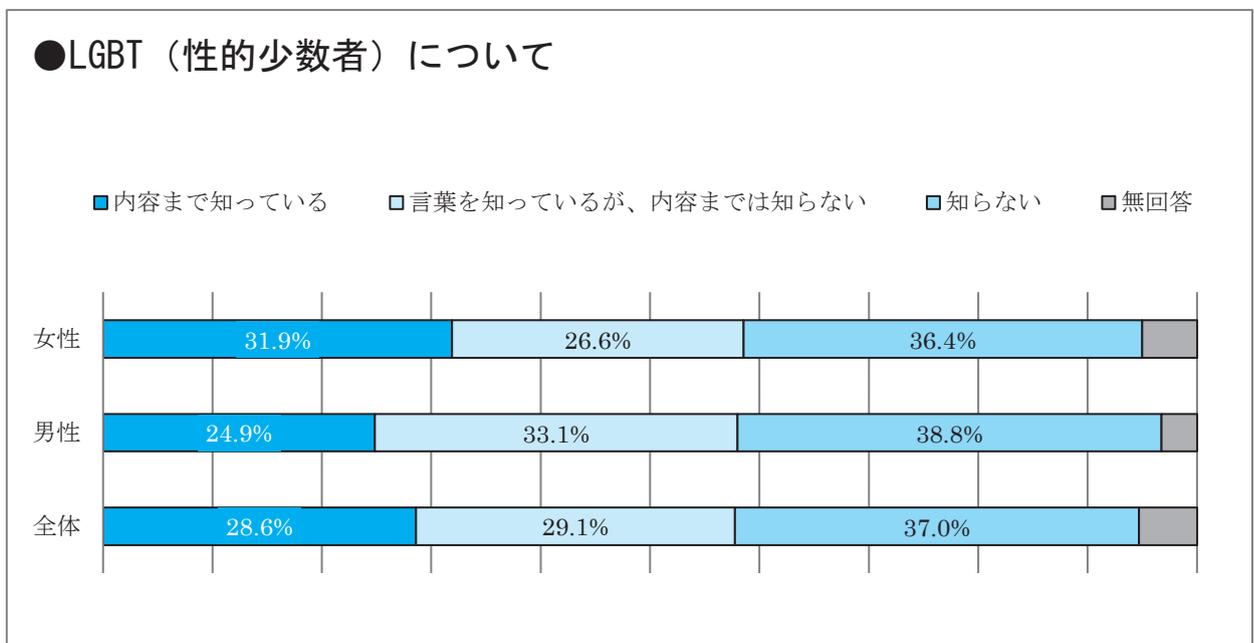
施策の方向(2) あらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消・社会的慣習の見直しに向けた啓発				
<p>具体的施策</p> <p>① 固定的性別役割分担意識・社会的慣習の解消に向けた講演会やセミナー、パネル展を開催します。</p> <p>② 市報等を通じて、固定的性別役割分担意識・社会的慣習を見直すための情報発信を行います。</p>				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
3	男性は仕事、女性は家庭というような固定的性別役割分担意識について、解消していった方が良いと思う市民の割合	市民意識調査	72.3%	75.0%

施策の方向

(3) LGBT（性的少数者）※4に対する正しい知識の啓発

【現状と課題】

- 市民意識調査の結果では、LGBT（性的少数者）という言葉の認知度（内容まで知っている割合）は3割以下であり、「言葉を知っているが、内容までは知らない」と答えた人を含めても6割以下でした。
- LGBT（性的少数者）と言われる方々は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会の中でさまざまな困難に直面しています。近年、LGBT に関するさまざまな報道が行われるようになり、多様な性のあり方について、理解を広めていく取組が求められています。
- 誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、LGBT（性的少数者）に関する正しい情報の提供を行い、理解促進のための啓発活動への積極的に取り組むことが必要です。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向（3）LGBT（性的少数者）に対する正しい知識の啓発				
具体的施策 ① 講演会やセミナー、パネル展を通して、正しい知識の普及・啓発に努めます。 ② 市報等を通じて、性の多様性について情報発信を行います。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
4	LGBTについて「内容まで知っている」と答えた人の割合	市民意識調査	28.6%	33.3%

#### ※4 LGBT（性的少数者）

性的指向や性自認などの性のあり方が多数派のあり方とは異なる全ての人々の総称として使用される言葉。Lesbian（レズビアン、同性を好きになる女性）、Gay（ゲイ、同性を好きになる男性）、Bisexual（バイセクシュアル、恋愛対象が一方の性に限定されない人）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が身体の性と一致しない人や、どちらの性にも違和を感じる人）の頭文字をとっている。

## 重点目標 2

### 男女平等を推進する教育・学習の充実

施策の方向

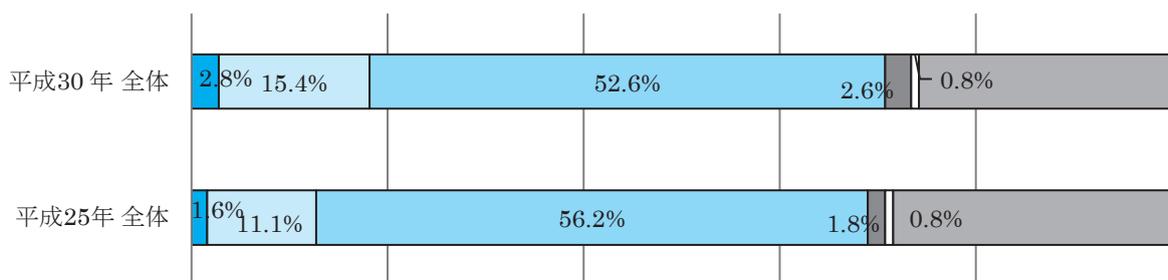
(1) 保育園（こども園）・学校における男女平等の推進

【現状と課題】

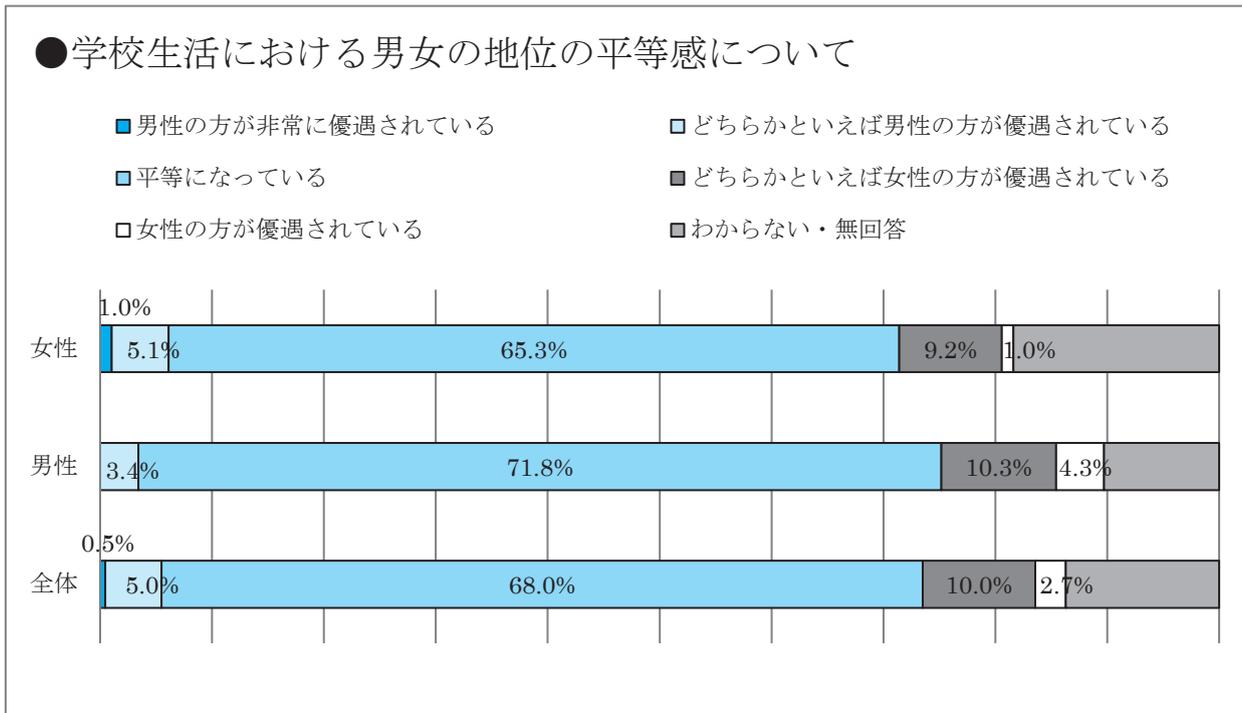
- ・ 市民意識調査の結果では、学校教育の場において、男女の地位が「平等になっている」と感じている人の割合が52.6%でした。
- ・ 前回調査（平成25年実施）と比べると、「平等になっている」と感じている人の割合は、3.6ポイント低下しています。
- ・ 平成30年に中学生を対象にしたアンケート（以下「中学生アンケート」という。）の結果では、学校生活において、男女の地位が「平等になっている」と回答した生徒の割合が68.0%でした。
- ・ 子どもたちの将来が固定的役割分担意識にとらわれず、主体的に自分の進路等を決定することができ、個性と能力を発揮していくことができる教育の充実が必要です。

#### ●学校教育の場における男女の地位の平等感について

- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等になっている
- 女性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない・無回答



資料：平成25年度、平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査



資料：平成30年度男女共同参画に関する中学生アンケート

施策の方向（1）保育園（こども園）・学校における男女平等の推進

具体的施策

- ① 保育園、こども園において、乳幼児一人ひとりが安心して自己発揮できる環境作りに努め、日々の教育・保育を通して、固定的役割分担意識にとらわれない保育を実施します。
- ② 保育園、こども園及び学校において、豊かな体験活動を通して、成長に応じた主体的に行動する能力・態度を身に付けるための学習機会を提供し、男女平等教育の充実を図ります。
- ③ 学校において、男女平等の視点を基盤に、子どもたちが自立して生きる力を育む教育の充実に努めます。

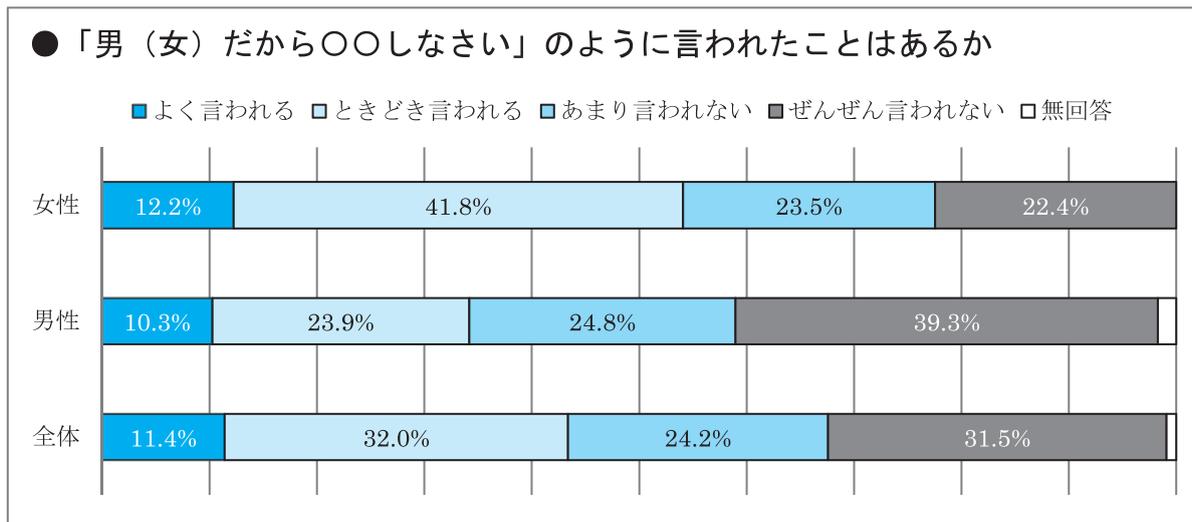
番号	指 標	算出方法	H30年度	R5目標
5	学校生活において男女の地位が「平等になっている」と感じている生徒の割合	中学生アンケート	68.0%	75.0%

施策の方向

(2) 保護者・保育士・教職員等への意識啓発

【現状と課題】

- 中学生アンケートの結果では、中学生が家庭において、「男（女）だから〇〇しなさい」と「よく言われる」、「ときどき言われる」と答えた人が4割以上でした。
- 学校生活において、男女の地位が「平等になっている」と回答していない生徒が3割以上でした。
- 男女共同参画の視点に立った教育を実現するために、保護者、保育士、教職員の連携を促し、教育関係者に対する研修を充実させることが大切です。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する中学生アンケート

施策の方向（2）保護者・保育士・教職員等への意識啓発

具体的施策

- ① 保育士・教職員等に対し、職員研修の一環として男女平等教育の必要性について研修機会を提供します。
- ② 保護者に対し、保護者会、学級懇談などの機会、お便りなどを活用した情報提供を行い、男女平等について普及啓発を行います。
- ③ 教職員の校務分掌や研究会等において、性別による固定的な役割分担とならないように、男女平等の視点による指導を行います。

番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
6	保育士・教職員等を対象とした男女共同参画事業に関する研修会の開催回数	総務課資料	—	1回以上

## 基本目標Ⅱ

### あらゆる分野での男女共同参画の推進

人口減少や少子高齢化が進む中、社会の変化に対応していくためには、性別にかかわらず、多様な視点や発想を取り入れ、さまざまな人が方針決定の場に参画することが必要となります。

防災分野においても、近年、多くの災害の教訓から、女性の参画は地域の防災力向上のためには非常に重要です。

あらゆる分野における、固定的な性別役割分担を見直し、女性の進出への支援と、政策や意志決定の場、運用の場への、女性の参画を促していくことが必要となります。

女性がより能力を発揮することができるように、積極的改善措置（ポジティブ・アクション※5）の実行に努め、女性のエンパワーメント※6を支援します。

重点目標1 政策・方針決定の場における女性参画の促進

重点目標2 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

重点目標3 地域活動・防災活動等の女性参画の推進

#### ※5 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

#### ※6 エンパワーメント

個人として、あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。

## 重点目標 1

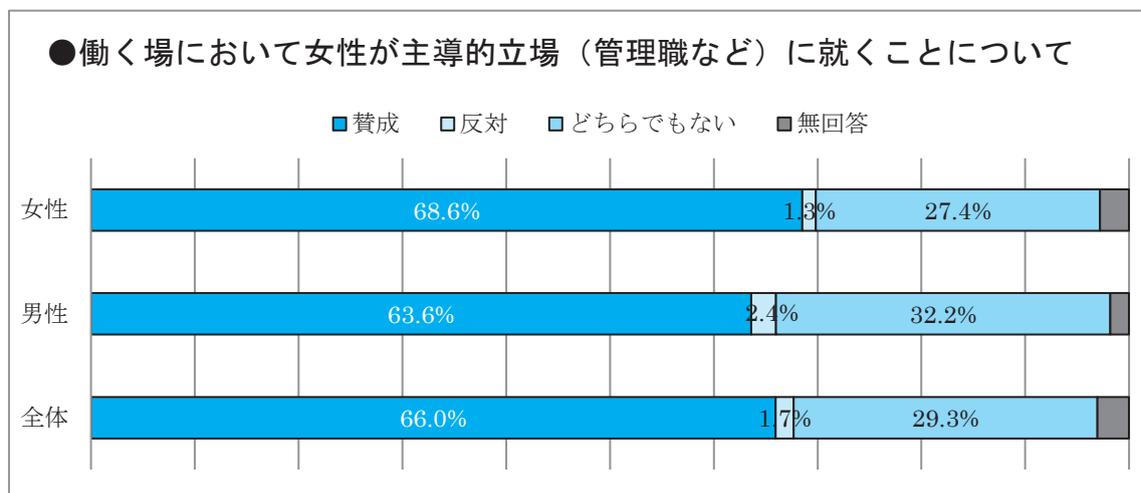
### 政策・方針決定の場における女性参画の促進

#### 施策の方向

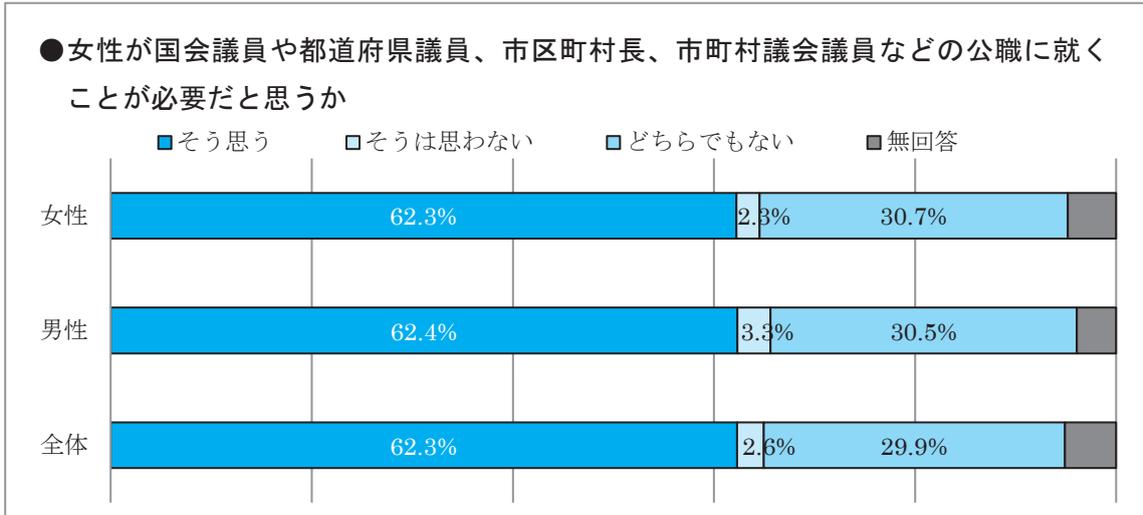
#### (1) 職場・各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進

#### 【現状と課題】

- ・ 市民意識調査において、「働く場において女性が主導的立場（管理職など）に就くことをどう思いますか」という問いに対して、「反対」と回答した人が 1.7%と少なかったものの、「どちらともいえない」と回答した人が 29.3%と依然として約3割の市民が肯定的ではないという結果でした。
- ・ 市民意識調査において、「女性が国会議員や都道府県議会議員、市区町村長、市町村議会議員などの公職に就くことが必要だと思いますか」の問いに対し、「そう思わない」、「どちらとも言えない」と回答した人が3割を超えており、女性が主導的立場に就くことを、現実のものとして考えられる人が男女ともに少ない結果となりました。
- ・ あらゆる場において女性の視点や関与が不可欠であるとの認識に基づき、職場・各種団体において、女性が参画しやすい条件や環境をより一層整備するための取組が必要です。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向（1）職場・各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進 【女性活躍推進】				
具体的施策				
① 講演会やセミナー、パネル展を開催し、男女共同参画の重要性について啓発します。				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
7	企業向けの講演会やセミナー、パネル展の開催回数	総務課資料	—	1回以上

施策の方向

(2) 市の審議会等への女性委員の積極的登用

【現状と課題】

- 胎内市の審議会等における女性委員の登用率は、平成 25 年度の 22.7%から、平成 30 年度の 30.3%と上昇しているものの、女性委員がいない審議会等も存在しています。
- 女性の能力が十分に活用され、男女の意見がバランスよく反映されるよう、審議会等への女性委員の積極的登用に向けた働きかけを強化し、女性委員の登用率を向上させることが必要です。

施策の方向(2)市の審議会等への女性委員の積極的登用 【女性活躍推進】				
具体的施策				
① 市所管の各種審議会等において女性委員の積極的登用に努めます。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
8	市所管の各種審議会等における女性委員の登用割合	総合政策課資料	30.0%	35.0%
9	市所管の各種審議会等における女性委員が 0 人の各種審議会等数	総合政策課資料	16	0

(参考) 市職員の管理職に占める女性割合の目標値

課長級：令和 7 年度までに 10%以上

係長級：令和 7 年度までに 30%以上

※胎内市特定事業主行動計画より抜粋

## 重点目標 2

### 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

#### 施策の方向

##### (1) 女性人材の育成と起業支援

##### 【現状と課題】

- ・ 農林水産業や商工業等の自営業においては、固定的性別役割分担意識が根深く残っており、男女共同参画の進展は未だ不十分な状況です。
- ・ 地域や組織等に残る意識の変革のための普及啓発を進めるとともに、女性の経営能力や技術向上に対する支援に取り組む必要があります。
- ・ 家族従事者の実態把握に努め就業環境の整備を図るとともに、起業の促進を図っていく必要があります。

施策の方向(1)女性人材の育成と起業支援		【女性活躍推進】		
具体的施策				
① 女性農業者フォーラムなどへの参加を促し、農業経営等に関する知識習得の場の提供に努めます。 ② 交流活動を通じて女性農業者同士のネットワークの形成を図り、地域のリーダーの育成に努めます。 ③ 市の中小企業支援事業及び貸付事業等の支援事業の周知に努め、女性が積極的に活用、または対象となることのできるよう促します。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
10	農女子視察研修ツアー、農村女性“知恵のわ”フォーラム及び農業とくらしを考える女性のつどいの参加者数の合計	農林水産課資料	98人	100人
11	中小企業支援事業及び貸付事業を活用する女性経営者の件数	商工観光課資料	2件	5件

## 施策の方向

## (2) 次世代を担う人材育成と女性の経営並びに社会参画の促進

## 【現状と課題】

- ・ 農林水産業、商工業等家族経営の事業に従事する女性は、生産や経営の主要な担い手として重要な役割を果たしていますが、経営における方針決定などは、男性中心に行われることが多く、事業活動、地域活動、家事などで女性が果たしている役割についても適正に評価されていないことが少なくありません。
- ・ 農林水産業、商工業等家族経営の事業は、事業活動と家庭生活との区分がいまいで、労働時間や休日等の就業条件や収益の分配等が不明確になりがちです。
- ・ 胎内市では、これまでも家族経営協定※7の締結推進、農村地域生活アドバイザー※8の認定等、女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備を進めてきましたが、さらに女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるように今後も家族経営協定の締結の推進と拡大を進めていくことが重要です。

施策の方向 (2) 次世代を担う人材育成と女性の経営並びに社会参画の促進 【女性活躍推進】				
具体的施策				
① 農業体験等での学びを通じて農業に興味を持ってもらえるように努めます。 ② 家族経営協定制度の周知により、就農の促進に向けた意識啓発に努めます。 ③ 農業生産技術や経営に関する研修と交流機会の情報提供に努めます。 ④ 市報等を通じて、事業承継に係る支援事業の周知と積極的な活用を促すとともに、関係機関と連携して積極的な人材育成に努めます。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
12	男女で構成される家族経営協定締結農家数	農林水産 課資料	30 戸	35 戸

## ※7 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文章にして取り決めたもの。

## ※8 農村地域生活アドバイザー

農村地域において、自ら農業経営に取り組むとともに、農村女性の経営参画、社会参画、担い手の育成等の促進に意欲を持って貢献できる農業者として、新潟県が認定する者をいう。

## 重点目標 3

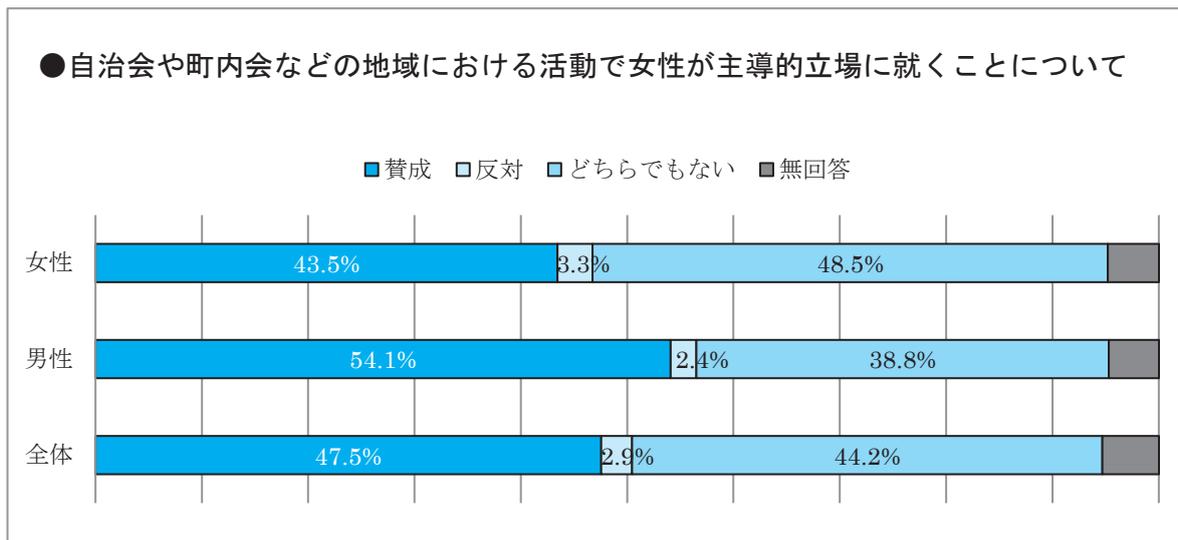
### 地域活動・防災活動等の女性参画の推進

#### 施策の方向

##### (1) 地域活動への男女共同参画の推進

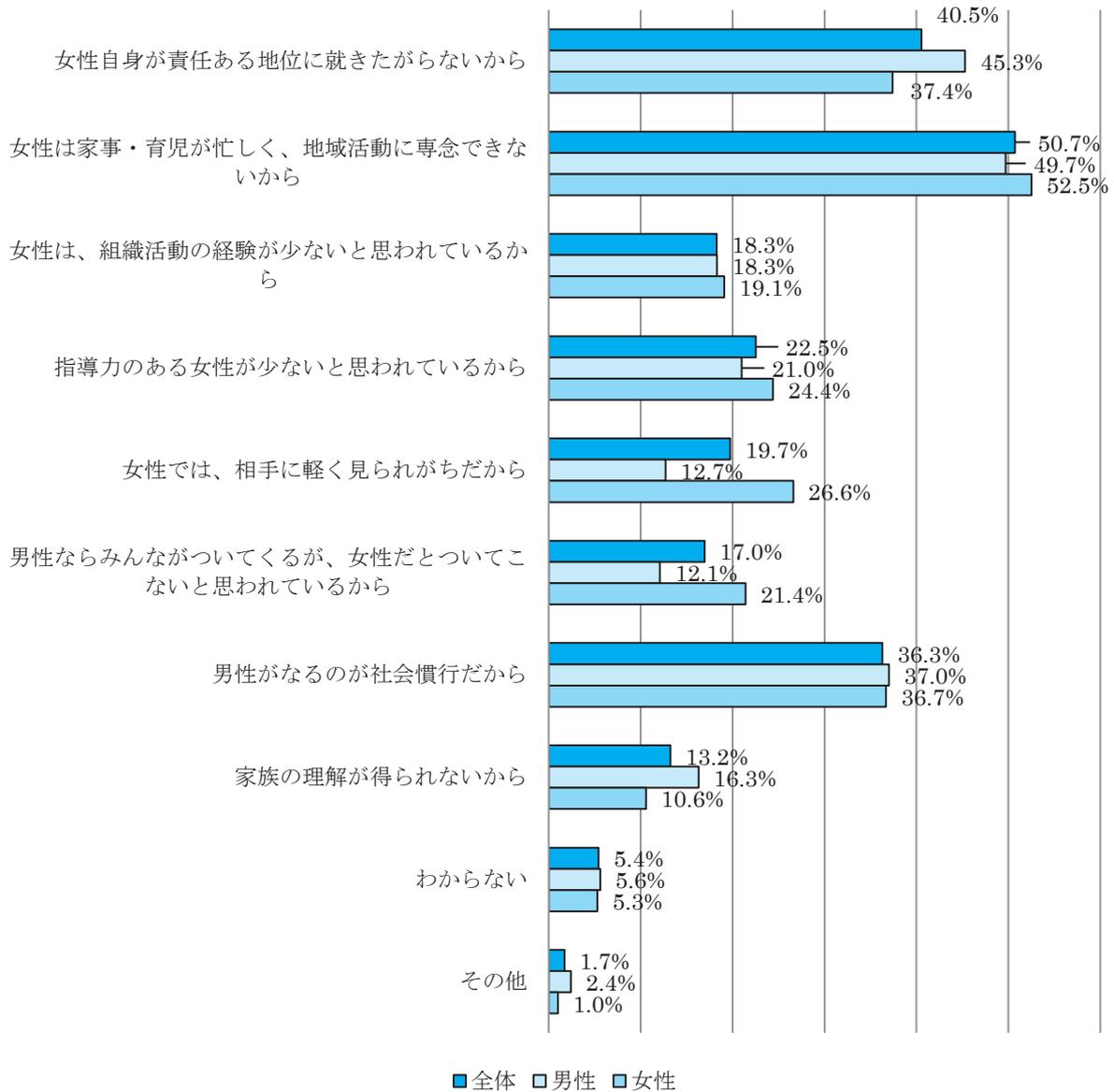
##### 【現状と課題】

- 地域のつながりが希薄化している昨今、住民同士のつながりを持つことができる地域活動は、私たちがその地域で安心して、心豊かな生活を送るためにも大切です。
- 市民意識調査では、「自治会や町内会などの地域における活動で女性が主導的立場に就くことをどう思いますか」との問いに対して44.2%の人が「どちらともいえない」と回答しています。
- 自治会長に占める男性の割合は、依然として9割以上であり、これらのことから、地域活動は男性が担うべきだという、固定的性別役割分担意識が残っていることがうかがえます。
- 地域における活動を充実させていくためには、女性も男性もお互いに協力して企画、運営することが重要です。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

●自治会長や町内会長に男性が多い原因について



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向(1) 地域活動への男女共同参画の推進 【女性活躍推進】

具体的施策

- ① 講演会やパネル展を通して市民一人ひとりの男女共同参画意識の高揚を図ります。
- ② 市報等を通じて、男女共同参画に関する情報を発信し、正しい知識の普及・啓発に努めます。

番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
13	男女共同参画に関する市民向けの講演会やセミナー、パネル展の開催回数	総務課資料	—	1回以上

## 施策の方向

## (2) 防災分野における男女共同参画の推進

## 【現状と課題】

- 近年、数々の災害が発生しており、それらの教訓から、防災の分野についても、男女共同参画の視点を取り入れることが不可欠なものとなっています。
- 避難所運営においては、女性の参画や、設備などにおいて男女それぞれニーズに配慮していくことが必要です。
- 地域の防災体制を確立するため、地域コミュニティにおける共助の精神に基づく災害時の被災者支援の意識づくりと、女性の視点を取り入れた防災体制づくりが必要です。

施策の方向(2) 防災分野における男女共同参画の推進 【女性活躍推進】				
具体的施策				
① 男女双方の視点で災害に強い地域づくりをめざし、自主防災組織を中心とした研修会等を実施します。				
② 男女共同参画の視点を踏まえた避難所開設訓練、防災講演会等を開催し、市民の意識啓発に努めます。				
③ 男女それぞれのニーズに配慮した備蓄を行います。				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
14	防災士に占める女性の割合	総務課 資料	7.2%	15%
15	女性消防団員数	総務課 資料	11人	15人

## 基本目標Ⅲ

### 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※9 がとれた環境づくり

少子高齢化社会の進展に伴い、性別に関わりなく働きたい人が、やりがいをもって働くことができる社会づくりが求められる一方で、働く世代における子育てや介護の負担の増加が見込まれています。そのため、だれもが個性と能力を發揮して活躍し、活力ある豊かな社会を実現していくためには、男女が共に仕事と家庭等をバランスよく担うことが必要であり、ワーク・ライフ・バランスを図ることが重要となっています。

また、男女がいきいきと働き続けられる社会環境づくりを進めるうえで、雇用の場における男女の共同参画は極めて重要であり、「男女雇用機会均等法」においても、雇用における男女の平等な機会と待遇の確保が義務付けられています。

誰もが個性や能力を十分に發揮するためには、ジェンダー※10にとらわれない、お互いの人権を尊重する、ワーク・ライフ・バランスがとれた、自分らしい生活を送ることのできる環境づくりが必要です。

重点目標1 家庭と仕事等の両立支援

重点目標2 男女平等な就業環境の整備

#### ※9 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるよう仕事と生活、双方の調和を実現すること。

#### ※10 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

# 重点目標 1

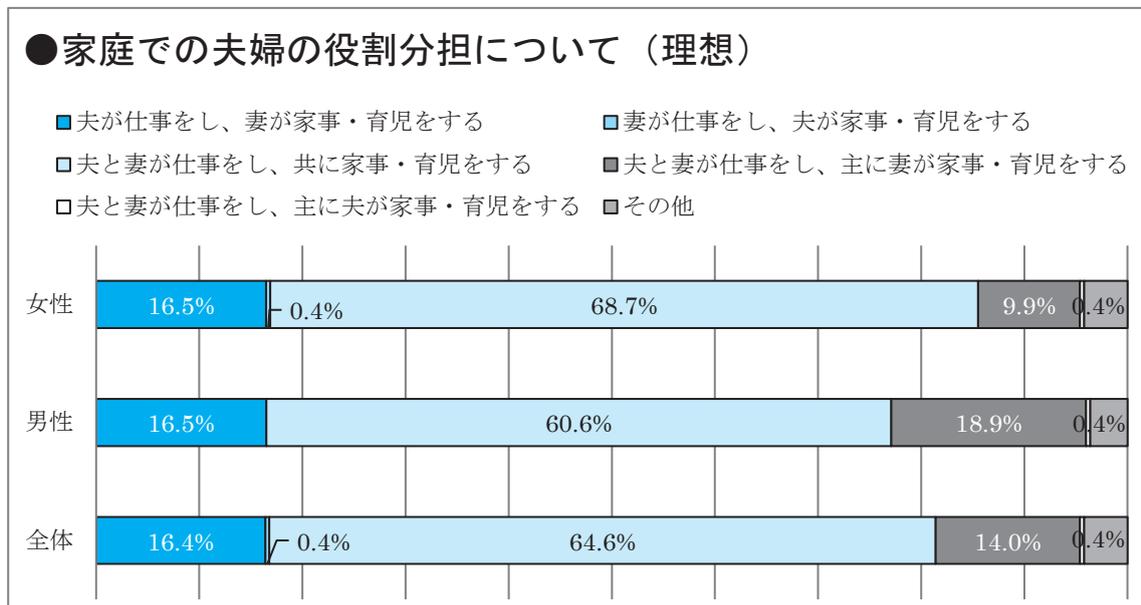
## 家庭と仕事等の両立支援

### 施策の方向

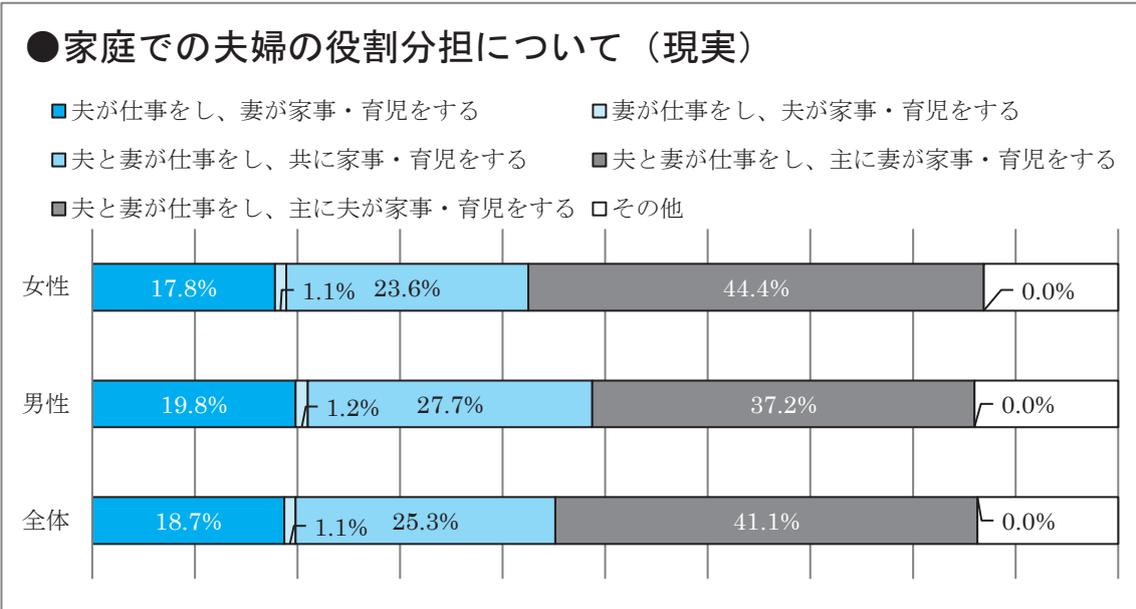
#### (1) 男性の育児・家事・介護への参画促進

##### 【現状と課題】

- 少子高齢化社会の中で、労働力の確保が難しくなっており、「男性は仕事、女性は家庭」の考え方では、労働力の不足により企業の成長が見込めず、経済に大きな影響を与えると考えられます。
- 市民意識調査の結果によると、家庭において、夫婦が共に仕事をし、「共に家事・育児をする」のが理想と回答した方が 64.6%となっている一方で、現実ではなかなか反映されていない状況です。
- 働きたい女性が仕事と育児・介護の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに応じた柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスや、パートナーである男性の育児・介護等への参画の実現が課題となっています。
- 事業者と協働で、男女がともに働きやすい環境の整備について取組を進めていく必要があります。



資料：平成 30 年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向（1）男性の育児・家事・介護への参画促進		【女性活躍推進】		
<b>具体的施策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 夫婦で協力し合い、出産・子育てができるよう、パパママ学級を実施します。</li> <li>② 講演会やパネル展を通して男性の家事・育児・介護への参画を促します。</li> <li>③ 市報等を通じて、事例等を紹介し意識啓発に努めます。</li> <li>④ 市民・企業に対し講演会やセミナー等を通じて長時間労働の抑制や年休取得等の啓発を行います。</li> </ul>				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
16	ワーク・ライフ・バランスに関する市民・企業向け講演会やセミナー、パネル展の開催回数	総務課資料	—	1 回以上

## 施策の方向

## (2) 男女共同参画の視点に立った子育て支援体制の充実と制度の周知

## 【現状と課題】

- ・ 核家族化や就業環境の多様化などにより、保育ニーズが多様化してきている現在、さらなるサービスの充実が求められています。
- ・ 市民意識調査では、男女共同参画社会を推進していくために、胎内市が今後力を入れていくべき施策として、男女共に「子育て、介護支援の充実」を求める人が最も多くいます。
- ・ 市内では、子育て世代の就業率が高く出産後も復職・就労を希望する割合が多いことから、親世代への仕事と育児の両立のために、低年齢児や病児・病後児への対応といった支援制度の周知を図る必要があります。

<b>施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った子育て支援体制の充実と制度の周知</b>	<b>【女性活躍推進】</b>
---	-----------------

<b>具体的施策</b>
--------------

- |  |
|--|
| ① 女性が安心して子どもを産み、子育てができるように、出産・育児に関する情報や、保健・福祉等に制度をわかりやすくまとめた「子育て応援ブック すくすく」を子育て世帯に配付し、支援制度の周知に努めます。  |
| ② 地域子育て支援センター※11において、遊びの提供、親子の交流の場を提供します。また、育児相談の実施、育児講座を随時開催し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。                |
| ③ ファミリーサポートセンター※12において、仕事と家庭生活の両立を支援するとともに、子育ての不安や負担の軽減を図ります。  |
| ④ 地域子育て支援センターの様子や男女共同参画の視点を取り入れた遊びの紹介、子育て情報などを掲載した情報誌の発行、ホームページへの掲載、子育て情報メールの発信に努め、様々な子育て情報の周知を図ります。 |
| ⑤ 夫婦で協力し合い、出産・子育てができるよう、パパママ学級を実施します(再掲)。  |

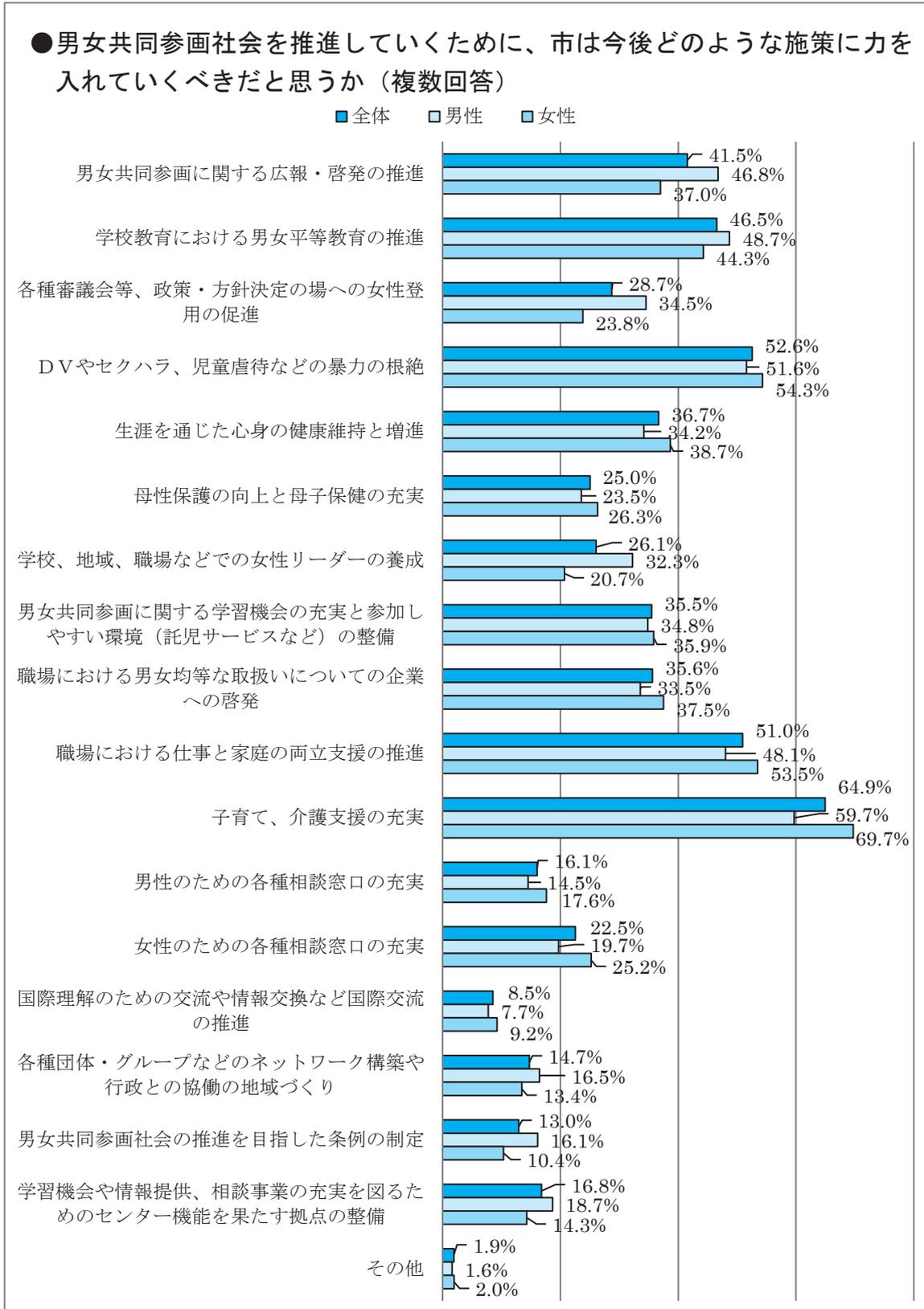
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
17	子育て支援制度を認知している市民の割合	総合政策 課資料	71.4%	75.0%

## ※11 地域子育て支援センター

子育て家庭への育児支援を目的とした施設であり、乳幼児とその保護者を対象に、保育士や保健師による子育て相談、親子遊びなどの催し、親子ふれあいのスペースの提供などを行っている。

※12 ファミリーサポートセンター

地域において子育て家庭の仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくることを目的として、「子育ての援助をして欲しい方（依頼会員）」と「子育ての援助をしてくださる方（提供会員）」が互いに助け合う会員組織のことをいう。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向

(3) 男女共同参画の視点に立った介護支援体制の充実と制度の周知

【現状と課題】

- ・ 高齢化の進展を背景に、介護支援が必要な方は今後更に増えることが予想されています。
- ・ 家族の介護に携わる人は男女関係なく増加することが予想され、仕事が生かされても介護のために仕事をやめなければならなくなった」「これからの生活が不安」といった声が増えることが懸念されます。
- ・ 自治会・集落等による地域の支え合いの体制づくりを支援しているほか、意欲のある人を対象にした地域支え合いサポーター※13を育成しています。
- ・ より多くの介護に関する協力者の確保や相談・支援体制の充実を図る必要があります。

施策の方向(3) 男女共同参画の視点に立った介護支援体制の充実と制度の周知				
【女性活躍推進】				
<p>具体的施策</p> <p>① 介護保険制度の利用者及びその家族が自ら制度を選択できるように市報やホームページ等を活用して、周知します。</p> <p>② 要介護認定等結果送付時に、サービス案内等記載されたパンフレットを同封します。</p> <p>③ 適切なサービスの利用や関係機関の紹介、各種制度につなげるなどの相談支援を行います。</p> <p>④ 認知症地域支援推進員※14を配置し、各種事業を通じて地域連携体制の強化を図っていきます。</p> <p>⑤ 認知症サポーター養成講座を実施し、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築します。</p> <p>⑥ 「障がい者計画・障がい福祉計画」に基づいた支援サービスの充実に努めます。</p>				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
18	要介護(要支援)認定者の介護サービス利用者の割合	福祉介護課資料	87.3%	90.0%

※13 地域支え合いサポーター

誰もが安心して生活していけるまちを目指す地域支え合い活動の中心的役割を担うボランティアのこと。介護や医療等の専門職と住民とのつなぎ役や住民からの相談相手、地域の支え合い活動の支援などを行う。

※14 認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、市町村ごとに配置され、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を応援する相談業務等を行う。

## 重点目標 2

### 男女平等な就業環境の整備

#### 施策の方向

##### (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

##### 【現状と課題】

- ・ 労働条件に関する基本法規である「労働基準法」では、性別による賃金差別を禁止しているほか、「男女雇用機会均等法」では、募集・採用から配置・昇進・教育訓練、定年・退職・解雇に至る雇用管理全般について、性別による差別的取扱いを禁止しています。
- ・ 市民意識調査では、職場における男女の平等感について、「男性の方が（どちらかといえば）優遇されている」と回答した人が59.3%であり、依然として男女平等な労働環境とは言い難い状況にあると言えます（14頁参照）。
- ・ 職場における不当な差別的待遇を解消するため、事業者に対し、各種の法律や制度が校正に運用されるよう、普及啓発していくことが重要です。

施策の方向（1）男女の均等な雇用機会と待遇の確保		【女性活躍推進】		
具体的施策				
① 保育園、こども園において、0歳児から5歳児の乳幼児の受け入れ、早朝保育、延長保育、休日保育等による保育時間延長を継続し、保護者が安心して働ける環境の整備を図ります。				
② 県や市が主催するセミナー等の情報提供を行います。				
③ 6月の男女雇用機会均等月間時に市報等で周知をします。				
番号	指 標	算出方法	H30年度	R5目標
19	胎内市の女性が働く環境について「労働条件が整っている」と感じている人の割合	市民意識調査	4.5%	10.0%

施策の方向

(2) ハッピー・パートナー企業※15 への登録促進

【現状と課題】

- 企業への働きかけの1つとして、ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）の登録と支援を推進しており、平成30年度末現在6団体が登録しています。
- 今後も企業に対して、男女がともに働きやすい環境整備の意識啓発が必要です。

施策の方向（2）ハッピー・パートナー企業への登録促進				
具体的施策 ① 県と連携しハッピー・パートナー企業への登録促進を図ります。 ② ハッピー・パートナー企業に対し、社員同士の交流や情報発信の場を提供し、男女が働きやすい環境整備に努めます。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
20	ハッピー・パートナー企業登録数（累計）	総務課 資料	6 社	19 社

※15 ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）

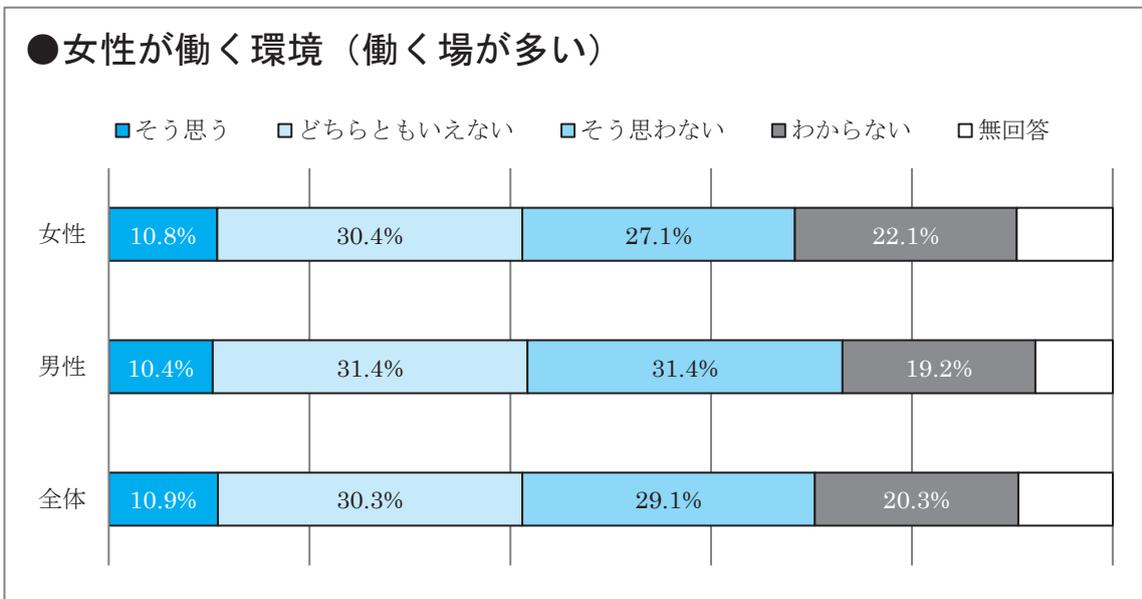
男性・女性がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるような職場環境を整えるなど、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業を「ハッピー・パートナー企業」として登録し、その取組を県が支援している。

施策の方向

(3) 女性に対する再就職支援の推進

【現状と課題】

- ・ 市民意識調査の結果によると、「胎内市において女性が働く労働条件が整っていますか」の問いに対して「そう思う」と回答した人が4.5%と依然として低い割合でした。
- ・ 事業者と協働により女性が意欲を持って継続して就業でき、個人のライフスタイルに応じて再就職ができるように支援していく必要があります。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向(3)女性に対する再就職支援の推進			【女性活躍推進】	
<p>具体的施策</p> <p>① 企業への啓発として、女性の再就職、起業等のための情報提供や支援を行います。</p> <p>② 子育て等でいったん離職した女性が再就職できるよう、セミナー等を行います。</p> <p>③ ハローワーク等からの情報を収取して支援に努めます。</p>				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
21	胎内市の女性が働く環境について「働く場が多い」と感じている人の割合	市民意識調査	10.9%	20.0%

## 基本目標Ⅳ

### 元気に安心して暮らせるまちづくり

男女が家庭や地域等で充実した生活を送るためには、生涯を通じて心身ともに健康であることが大切です。生涯にわたって健康に過ごせるよう、お互いの性についての認識を深め、性差や年代に応じた心身の健康づくりを支援することが必要です。

暴力・ハラスメントは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つであり、暴力・ハラスメントの根絶と防止に向けて、さまざまな機会を通じて啓発活動を促進するとともに、関係機関と連携し、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に取り組むことが必要です。

また、雇用・就業構造の変化や、ひとり親世帯、単身世帯などが増加する中、日常生活において様々な困難に直面する人々に対し、総合的な支援や相談窓口が必要です。

- 重点目標1 生涯にわたる生と性に対する正しい知識の普及と心と体の健康支援
- 重点目標2 あらゆる暴力を許さない社会づくり
- 重点目標3 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

## 重点目標 1

### 生涯にわたる生と性に対する正しい知識の普及と心と体の健康支援

#### 施策の方向

##### (1) 生涯を通じた男女の心と体の健康支援

#### 【現状と課題】

- ・ 「健康増進計画 たいない21」に基づき、健康づくりの重点課題を生活習慣病対策、歯科保健対策、自殺予防対策、元気づくり対策の4つに定めて取り組んでいます。
- ・ 市民の生活の質の向上及び健康寿命を延伸する疾病対策、元気対策を推進することが必要です。
- ・ 若い世代から健康づくりに関心もてるように働きかけ、適切な生活習慣を身につけることができるような支援が必要です。

施策の方向(1) 生涯を通じた男女の心と体の健康支援				
具体的施策				
① 特定健康診査※16を実施し、健康増進や生活習慣病予防のために、自ら健康管理を行える人が増加するよう努めます。 ② 乳がん・子宮がん検診を実施し、早期発見・早期治療につながるように若い世代からの検診受診者増加に努めます。 ③ 心の健康づくり講演会を開催し、心の健康の大切さ、自殺予防に関する知識の普及啓発に努めます。 ④ ストレス等によるうつ状態や精神的不調の改善及び自殺予防に向けて、相談支援体制の拡充や支援者となる市民を対象にした研修等の開催に取り組めます。				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
22	特定健診の受診率	健康づくり課資料	45.4%	60.0%

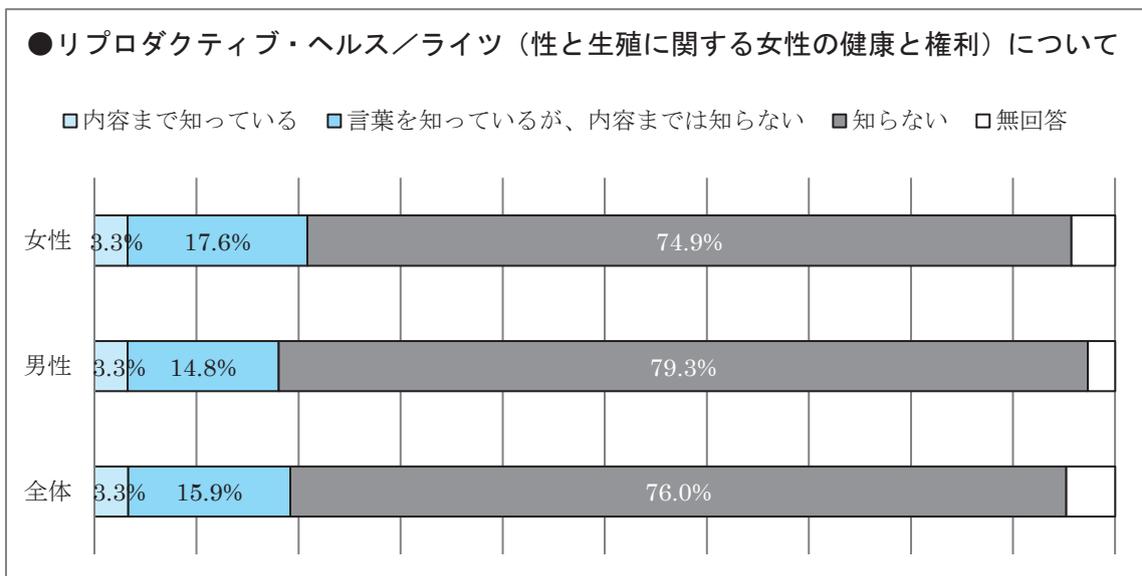
#### ※16 特定健康診査

糖尿病、虚血性心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を予防するために、メタボリックシンドロームに着目した健診制度のこと。

施策の方向（2）性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／  
ライツ）※17の普及・啓発

【現状と課題】

- 女性は、妊娠・出産や、更年期疾患を経験する可能性があることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められることがあります。
- 男女共に、生涯を通じて健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。
- 市民意識調査で、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※の認知度を調査し、「知らない」と回答した人が76%と高い割合となりました。
- 女性の人権尊重と母体保護の視点から性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識するための広報活動や情報提供など普及・啓発が必要です。
- 性に関する正しい理解と知識を高めるとともに、産む性としての母性の尊重と命の大切さについて認識することが大切です。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向（２）性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ）の普及・啓発				
具体的施策 ① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ）に関する情報を市報等で発信し啓発に努めます。 ② 妊婦一般健康診査受診結果から、適切な支援につなげるよう努めます。 ③ 赤ちゃんふれあい教室を実施し、命の尊さを学び、子育てへの価値観を高めます。				
番号	指 標	算出方法	H30年度	R5目標
23	リプロダクティブ・ヘルツ／ライツについて内容まで知っている人の割合	市民意識調査	3.3%	10.0%

※17 性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

## 施策の方向

## (3) 性に対する正しい知識の啓発

## 【現状と課題】

- ・ 児童生徒が命の大切さや男女の身体の違いなどを理解し、また、思春期の男女が性についての正しい知識を持ち、適切な意思決定ができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性教育を推進します。
- ・ インターネットや携帯電話等による有害情報から児童生徒を守るための情報モラル教育を推進します。

施策の方向 (3) 性に対する正しい知識の啓発				
具体的施策				
① 学校教育のさまざまな機会において、効果的な学習が行われるように、発達段階に応じた適切な指導の充実を図ります。				
② 児童生徒の保護者を対象に性に関する学習会の機会を提供します。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
24	保護者と子どもを対象とした性に関するセミナーの実施回数	総務課資料	—	1回

## 重点目標 2

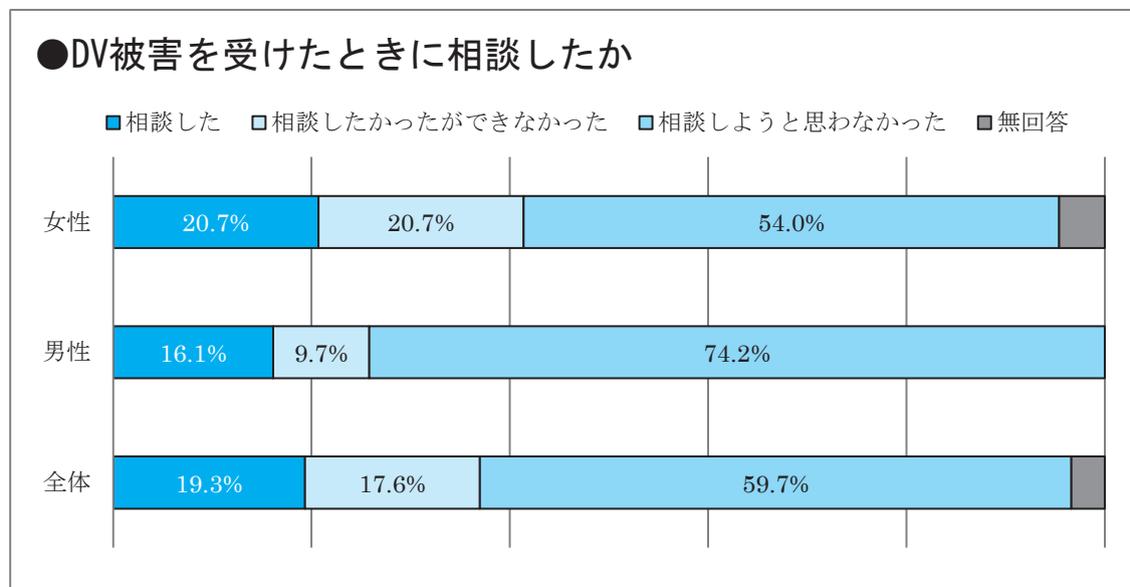
### あらゆる暴力を許さない社会づくり

#### 施策の方向

#### (1) ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶と防止に向けた啓発

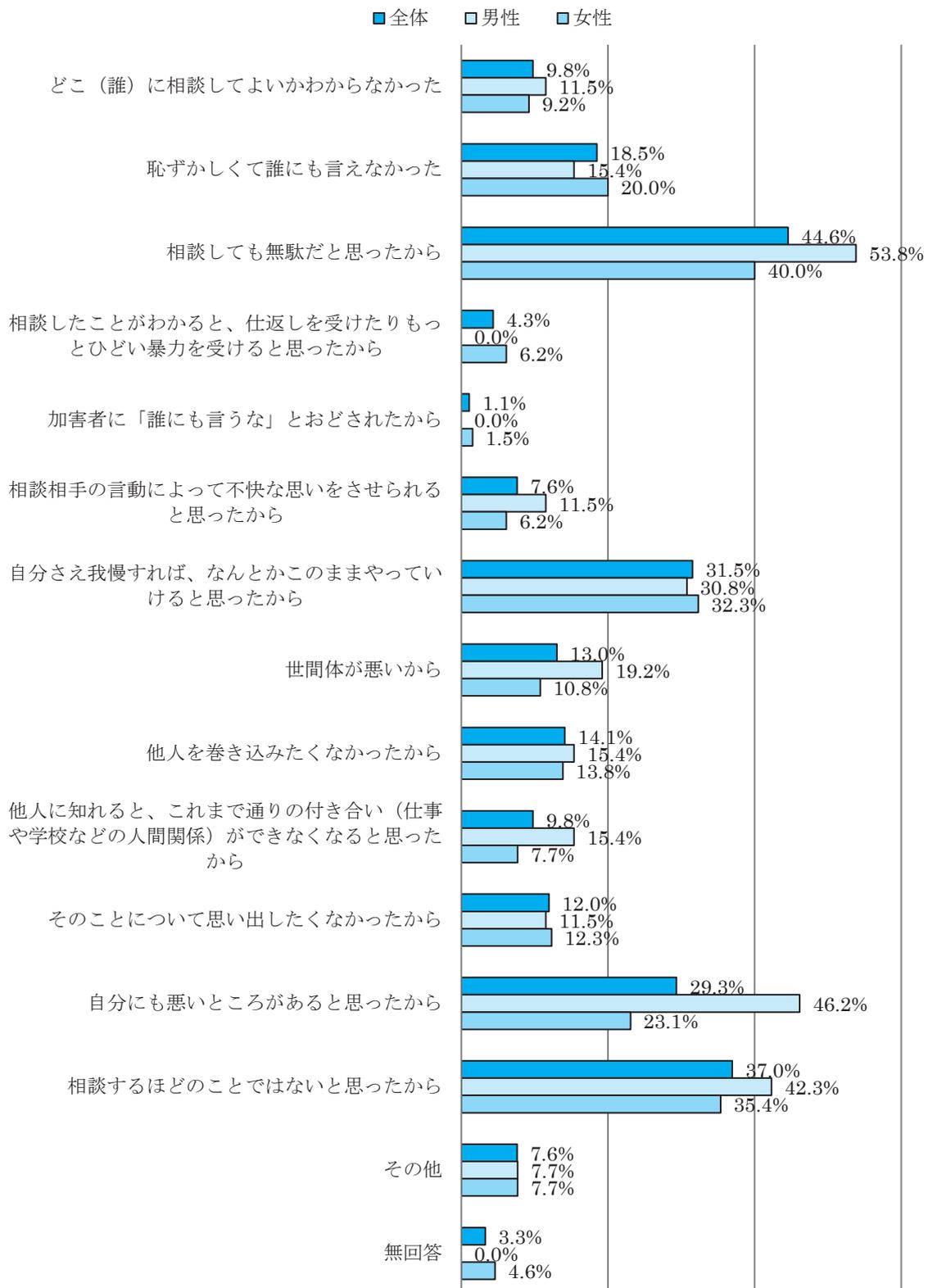
##### 【現状と課題】

- ・ 市民意識調査によると、DV 被害を受けた際、誰にも相談しようと思わなかった（できなかった）人の割合が7割を超えており、依然として相談に至るまでの壁は、高い状況です。
- ・ あらゆる暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。暴力や威圧による相手の支配は、個人の尊厳を大きく傷つけ、男女共同参画の推進を阻むものです。
- ・ 男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、正しい理解を深めるとともに相談窓口の周知や相談体制の充実、関係機関との連携が必要です。
- ・ 性の多様に配慮した DV に対する認識の向上や防止のための啓発が必要です。
- ・ 相談を受ける立場にあり、早期発見の機会を持つ市職員が、研修に積極的に参加すること等を通じて、相談・支援体制を強化することが必要です。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

●相談しなかった理由について（複数回答）



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向（1）ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶と防止に向けた啓発				
<p>具体的施策</p> <p>① DV に対する認識の向上及び防止のための講演会やセミナー、パネル展を開催します。</p> <p>② 市報等により DV 防止の啓発や支援情報、相談窓口の周知に努めます。</p>				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
25	DV防止について市報等の啓発または講演会やセミナー、パネル展を開催した回数	総務課資料	—	1 回以上

施策の方向

(2) あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた啓発

【現状と課題】

- あらゆるハラスメントは、人間関係において、優位な力関係を背景に他者に対する発言や行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与える許せない行為です。
- しかしながら、被害を受けても人間関係を継続していくため「NO」と言えない場合があることも事実です。
- 雇用の場におけるハラスメントは、男女雇用均等法に基づき、事業主が講ずるべき措置とされていますが、職場以外にも学校、地域活動などあらゆる分野においてもハラスメントの未然防止が必要です。
- ハラスメント防止に関する講座の開催や市報等を活用した意識啓発、被害を受けた方に対する相談の実施及び相談機関の周知が必要です。
- 相談を受ける立場にあり、早期発見の機会を持つ市職員が、研修に積極的に参加すること等を通じて、相談・支援体制を強化することが必要です。

施策の方向 (2) あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた啓発				
【女性活躍推進】				
<p>具体的施策</p> <p>① あらゆるハラスメントに対する認識の向上及び防止のための市民や企業向けの講演会やセミナー、パネル展を開催します。</p> <p>② 市報等によりあらゆるハラスメントに対する防止の啓発や支援情報、相談窓口の周知に努めます。</p>				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
26	あらゆるハラスメントについて市報等の啓発または講演会やセミナーを開催した回数	総務課資料	—	1 回以上

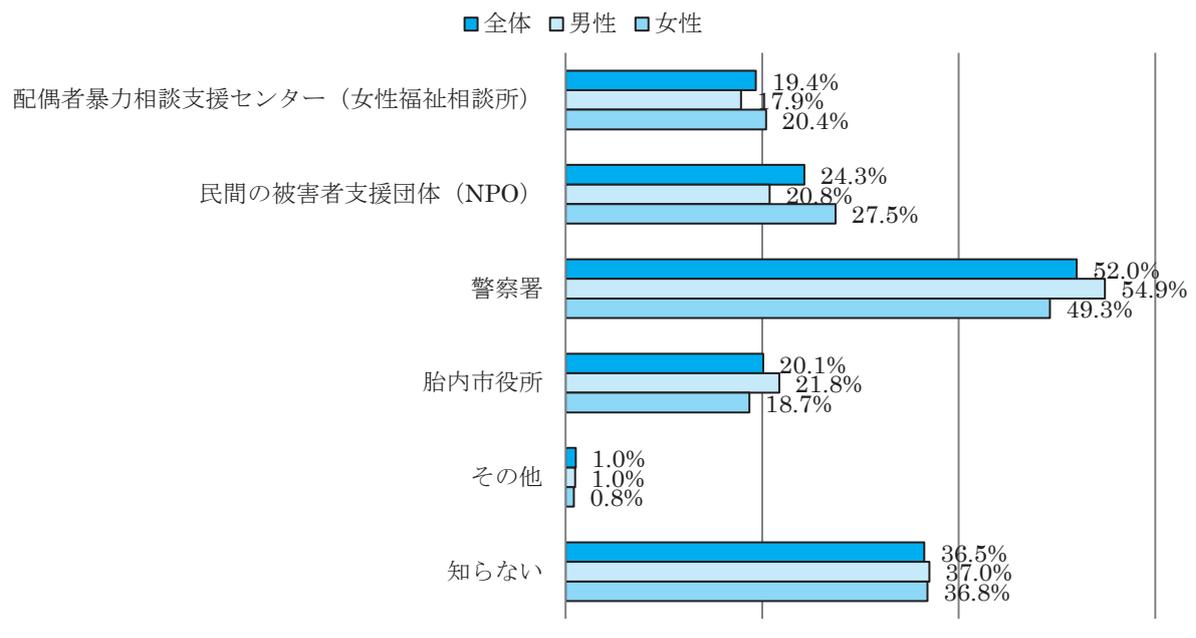
施策の方向

(3) 女性相談窓口の充実及び他の機関との連携強化

【現状と課題】

- 市民意識調査において DV について無料で相談できる窓口があることを知らなかった人の割合は、3割以上となっています。
- DV 防止策については、相談機関の周知を図るとともに根絶に向けた予防啓発、教育の充実が必要です。
- 相談を受ける立場にあり、早期発見の機会を持つ市職員が、研修に積極的に参加すること等を通じて、相談・支援体制を強化することが必要です。

●DVについての、無料で相談できる窓口の認知度



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向（3）女性相談窓口の充実及び他の機関との連携強化

具体的施策

- ① 市報等により国や県、市、民間団体の相談窓口の周知に努めます。
- ② 人権擁護委員や民生児童委員等の関係と、連携を強化し早期解決に努めます。
- ③ 関係機関と連携を図り、相談窓口の充実と強化を図ります。

番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
27	DVについて無料で相談できる窓口があることを知らなかった人の割合	市民意識調査	36.5%	20.0%

施策の方向

(4) 児童虐待防止策の推進

【現状と課題】

- DVがある家族の中で育った子どもは、家庭内の混乱に巻き込まれており、暴力行為の目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育にとどまらず、直接的に暴力行為にあたる言動を受けている場合もあり、個別かつ専門的な支援が必要です。
- 相談を受ける立場にあり、早期発見の機会を持つ市職員が、研修に積極的に参加すること等を通じて、相談・支援体制の強化が必要です。

施策の方向 (4) 児童虐待防止策の推進				
<p>具体的施策</p> <p>① 児童家庭相談窓口において、保護者等からの相談対応を行います。また、学校や保育園(こども園)、児童相談所等の関係機関と連携し、児童や保護者への支援を行います。</p> <p>② 市報に児童虐待防止に関する記事を掲載し、啓発や相談窓口の周知を行います。</p>				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
28	児童虐待に関して無料で相談できる窓口があることを知らなかった人の割合	市民意識調査	—	35%以下

## 重点目標 3

### 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

#### 施策の方向

##### (1) 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立促進

##### 【現状と課題】

- ・ 単身世帯やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化、雇用・就業構造の変化など、社会情勢が変化している中、幅広い年齢層で生活上の困難を抱える人が増加しています。
- ・ そのような中、高齢者・障がい者・外国人であることによる困難や状況の解消も必要です。

施策の方向(1) 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立促進【女性活躍推進】				
<b>具体的施策</b> ① それぞれが抱える様々な困難について、気軽に安心して相談ができる「福祉まるごと相談窓口」の充実と周知を進めます。 ② 関係機関との連携を図り、地域や社会資源を活用し、自立に向け状況に応じた支援を行います。				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
29	地域支え合いサポーター※18 認定者数	福祉介護課資料	44人	62人

#### ※18 地域支え合いサポーター

誰もが安心して生活していけるまちを目指す地域支え合い活動の中心的役割を担うボランティアのこと。介護や医療等の専門職と住民とのつなぎ役や住民からの相談相手、地域の支え合い活動の支援などを行う。

施策の方向

(2) ひとり親家庭等への支援

【現状と課題】

- ・ ひとり親家庭は、子育てや生活、就業など様々な面で困難を抱えやすく、経済的にも不安定になるリスクが高いため、困窮に陥らないための防止策や困窮から脱するための支援などが必要です。

施策の方向(2)ひとり親家庭等への支援		【女性活躍推進】		
<p>具体的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 支援に向け、相談、各種手当の支給、医療費助成を行う窓口における相談体制の充実を図ります。</li> <li>② ひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。</li> <li>③ 父又は母及び児童等の医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進、経済的負担の軽減を図ります。</li> <li>④ 就業に結びつきやすい資格取得のため、養成機関において修業した際に、修業期間の生活費を支給し、生活の安定と経済的自立の促進を図ります。</li> <li>⑤ 主体的な能力開発の取組の支援として、就業に結びつくと考えられている教育訓練講座の受講費の一部を助成し、経済的自立の促進を図ります。</li> </ul>				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
30	資格取得者のうち、就業に結び付いた人の割合	こども支援課資料	100%	100%

## 基本目標 V

### 推進体制の整備及び管理

- 男女共同参画の推進を図るために施策の取組状況を確認し、毎年度、検証していきます。
- 国際的な動向や社会情勢の変化に対しては、男女共同参画の視点で、柔軟に対応した施策の推進を図ります。
- 男女共同参画の推進には、市民や事業者の担う役割も大きいいため、情報提供や事業所と連携、関係団体との協働による啓発を行うなど、市、市民、事業者が一体となって事業展開をする必要があります。
- 市の男性職員が率先して育児に参画するなど、積極的に男女共同参画に取り組むことで、企業や市民へ浸透していくことが考えられるため、引き続き、男女ともに休暇等を取得しやすい環境整備及び制度の周知に努めるなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

施策の方向（1）計画の進捗状況の管理及び市職員への男女共同参画意識の醸成

（2）市民・事業者・各種団体との連携・協力

（3）国・県・他市町村との連携

（4）国際的理解・協調の推進

具体的施策

- ① 進捗状況について毎年、「胎内市男女共同参画推進委員会」で効果を検証します。
- ② 特別職及び各課長で構成される会議において、男女共同参画社会の推進に関する施策について検討を行います。
- ③ 職員で構成される「胎内市男女共同参画検討チーム」を設置し、男女共同参画に関する事業について検討を行います。
- ④ ハッピー・パートナー企業として、市が職場や家庭における男女平等・男女共同参画を積極的に推進します。
- ⑤ 胎内市特定事業主行動計画に基づき、市職員の出産・育児に関する休業等の取得促進を図り、男女ともに子育てに参画しやすい職場環境の整備に努めます。
- ⑥ 市民に対して積極的な情報提供を行い、プランの周知を図るとともに、市民や各種団体との連携を深め、プランの推進を図ります。
- ⑦ 国・県及び他市町村との連携を強化し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するための情報交換を行います。
- ⑧ 国際的な動向を男女共同参画の推進に活かしていくとともに、男女共同参画の取組への理解を促進します。

# 参 考 資 料

- ①市民意識調査及び中学生アンケートの概要・・・・・・・・・・ 55
- ②女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・・・・・・・・ 56
- ③男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- ④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・ 66
- ⑤配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・ 74
- ⑥新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例・・・・・・・・・・ 88
- ⑦胎内市男女共同参画推進委員会条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
- ⑧胎内市男女共同参画推進委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 86
- ⑨胎内市男女共同参画計画におけるSDGsの取組について・・・・ 87



## ①市民意識調査及び中学生アンケートの概要

### 1 調査の目的

胎内市では、平成 27 年 3 月に「第 2 次胎内市男女共同参画プラン 2 1」を策定し、男女が性別に関わりなく、お互いに人権を尊重しあい、あらゆる分野で能力と個性を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな事業を展開し、啓発を進めてきた。

社会情勢や事業効果を踏まえ計画の改訂をおこなうにあたり、男女共同参画に関する意識や実態などを調査し、計画改定の基礎資料を得るため調査を実施した。

### 2 調査方法等

#### (1) 調査の時期

平成 30 年 11 月に実施した。

#### (2) 調査票の種類

市民意識調査については、平成 18 年、平成 26 年に実施した調査票や他市の調査票を参考に設問を設け、自由記述欄を加えて実施した。

中学生アンケートについては、今回の市民意識調査や他市の調査票を参考に設問を設け、自由記述欄を加えて新たに実施した。

#### (3) 調査の対象と方法

市民意識調査については、胎内市住民基本台帳から 18 歳以上の 2,000 人を無作為抽出して実施した。調査の方法は、対象者に調査用紙を郵送し、回収するものとした。

中学生アンケートについては、胎内市内の中学 2 年生 224 人を対象として実施した。調査の方法は、各学校を通じて対象者に調査用紙を送付し、回収するものとした。

### 3 対象者数、有効回答数、回収率

調査名	対象者数 (人)	回収者数 (人)	回収率 (%)	男性 (%)	女性 (%)
市民意識調査	2,000 (男 974) (女 1026)	755 (男 338) (女 398) (無記入 19)	37.8%	34.7%	38.8%
中学生 アンケート	224 (男 122) (女 102)	219 (男 117) (女 98) (その他 1) (無記入 3)	97.8%	95.9%	96.1%

## ②女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約

(昭和60年7月1日条約第7号)

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利

の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

### 第1部

#### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策

をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成され

た時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定

の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

### 第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）

を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

### 第4部

#### 第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第5部

### 第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

### 第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされ

た進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢

献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、

受領された日に効力を生ずる。

#### 第 29 条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

### ③男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会

の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨

として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱(2)前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画

（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参

画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

### (調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

### (国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び

民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

#### (設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

#### (議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定す

る議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則（平成11年6月23日法律第78号）抄

#### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

#### 附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

#### (施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成13年1月6日）

- (1) 略  
(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

## ④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日)

### 第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女

の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

### (基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活にお

ける活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業

主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第2節 一般事業主行動計画 (一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために

改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供

する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

- 一 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

#### (委託募集の特例等)

第 12 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び

職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標  
三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

#### (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

#### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

#### (職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍

を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

#### (啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとと

もに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### (協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協

議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (協議会の定める事項)

第25条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

#### (権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### (政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

### 第六章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第18条第4項の規定に違反した者

二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項の規定に違反した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

#### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

#### (この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、

なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

#### (政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### (検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号)抄

#### (施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定  
公布の日

2及び3 略

4 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第

1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

#### (罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号)抄

#### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

2 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

#### (政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

## ⑤配偶者からの暴力の防止及び被害者

### の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正 同26年4月23日同第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げ

る事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一

時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### (婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### (婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨

げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### **(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)**

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### **(警察官による被害の防止)**

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### **(警察本部長等の援助)**

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### **(福祉事務所による自立支援)**

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭

和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### **(被害者の保護のための関係機関の連携協力)**

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### **(苦情の適切かつ迅速な処理)**

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### **第四章 保護命令**

#### **(保護命令)**

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該

配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当

該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(略)

## 第5章 雑則

(略)

### 第5章の2 補則

#### (この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関

	者	係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

(略)

## 附則抄

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

### (経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### (検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）**

**（施行期日）**

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

**（経過措置）**

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

**（検討）**

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則（平成19年7月11日法律第113号）抄**

**（施行期日）**

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

**（経過措置）**

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成25年7月3日法律第72号）抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

**附 則（平成26年4月23日法律第28号）抄**

**（施行期日）**

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

**附 則（令和元年6月26日法律第46号）抄**

**（施行期日）**

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

**（その他の経過措置の政令への委任）**

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**（検討等）**

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ⑥新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例

(平成14年3月28日公布 新潟県条例第13号)

男女はすべて人として平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、その人権を尊重されなければならない。そして、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な連携の下、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく制度や慣行が根強く残っている。

本県においては、女性の就業率が高く、県内産業の重要な担い手となっているにもかかわらず、意思決定の場への女性の参画の割合が低い実態が見られる。

このような状況に加え、少子高齢化が急速に進展するなど社会経済情勢が激しく変化する時代を迎え、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、性別にかかわらず、その個性と能力を最大限に発揮できる男女平等社会の形成が緊要な課題となっている。

ここに私たちは、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを決意して、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会の形成 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に

参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (基本理念)

- 第3条 男女平等社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接であると間接であるを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女平等社会の形成は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女平等社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女平等社会の形成は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女平等社会の形成は、生涯にわたる妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女平等社会の形成の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女平等社会の形成は、当該取組を勘案して行われなければならない。

### (県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等社会の形成の推進に関する施策（積極的

改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するに当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

### (県民の責務)

- 第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

- 第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (差別的取扱いの禁止等)

- 第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者等及び配偶者等であった者に対し、暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

### (公衆に表示する情報の留意)

- 第8条 何人も、公衆に表示する情報において、前条に規定する行為を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 基本的施策 (基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等社会の形成に配慮しなければならない。

#### (広報、啓発活動等)

第11条 県は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### (教育の推進)

第12条 県は、学校教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識を育む教育を推進するものとする。

#### (産業の分野における環境の整備)

第13条 県は、あらゆる産業の分野において、男女が性別にかかわらず能力を発揮でき、かつ、適正に評価されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

#### (財政上の措置)

第14条 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (推進体制の整備)

第15条 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

#### (年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女平等社会の形成

の推進に関する施策の推進状況等についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

#### (調査及び研究)

第17条 県は、男女平等社会の形成の推進に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

#### (市町村との協力)

第18条 県は、市町村が行う男女平等社会の形成の推進に関する施策の策定及び実施に協力するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (県民等の活動に対する支援)

第19条 県は、男女平等社会の形成の推進に関し、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (報告の徴収等)

第20条 知事は、事業者に対し、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告を取りまとめ、公表することができる。

#### (附属機関における委員の構成)

第21条 県は、附属機関の委員の選任に当たっては、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

#### (相談の申出)

第22条 県民及び事業者は、性別による差別的な取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為についての相談を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による相談の申出について、必要に応じて関係行政機関等と連携して適切な処理に努めるものとする。

3 知事は、第1項の規定による相談の申出に応ずるため、男女平等推進相談員を置くものとする。

4 知事は、第1項の規定による相談の申出のうち特に必要があると認めるものについては、新潟県男女平等社会推進審議会の意

見を聴くものとする。

#### (施策に関する苦情の申出)

第23条 県民及び事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策又は男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を県に申し出ることができる。

2 県は、前項の規定による苦情の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

### 第3章 新潟県男女平等社会推進審議会

#### (設置等)

第24条 この条例によりその権限に属させられた事項その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県男女平等社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。

#### (組織)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に定めるところにより、知事が任命する。

(1) 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないこと。

(2) 一部の委員は、公募に応じた者とする。

#### (任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長)

第27条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

#### (会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (部会)

第29条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

#### (公開)

第30条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会は、個人に関する情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

#### (庶務)

第31条 審議会の庶務は、県民生活・環境部において行う。

#### (委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 第4章 雑則

#### (委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第9条、第22条、第23条及び第3章の規定は、同年8月1日から施行する。

#### (検討)

2 県は、この条例の施行後5年を経過した

場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ⑦胎内市男女共同参画推進委員会条例

(平成 25 年 10 月 23 日条例第 40 号)

### (設置)

第 1 条 本市の男女共同参画社会の形成の推進に当たり必要な事項について広く意見を求めるため、胎内市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、胎内市男女共同参画計画の見直し及び推進に関する事項について審議を行う。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が適当と認める者

3 専門的な事項を検討するため、必要に応じて委員会にアドバイザーを置くことができる。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、市長は、速やかに補充するものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

### (その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### ⑧胎内市男女共同参画推進委員会委員名簿

委員	備考
◎宮腰 容子	学校法人大彦学園
○浮須 洋子	人権擁護委員
虎岩 朋加 (アドバイザー)	敬和学園大学准教授
安城 あゆみ	市民公募
大島 煦美子	(公財) 新潟県女性財団
坂上 稔	胎内市社会福祉協議会
中川 千恵	株式会社小野組
布川 拓男	市民公募
村竹 光生	マルイ工業株式会社
渡邊 素子	中条商工会女性部

(計 10名)

◎委員長

○副委員長

## ⑨胎内市男女共同参画計画における SDGs の取組について

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs) ※19 を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、平成 27 (2015) 年 9 月に、国連サミットで採択されました。

17 ある目標の 5 番目に「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う」を掲げられました。

この状況を踏まえ、本計画においても、上記目標を中心に、各項目を意識しながら引き続き男女共同参画社会実現に向けて取り組んでいきます。



※19 SDGs

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 (2030) 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

## 目標5におけるターゲット（総務省仮訳）

- ◇ あらゆる場所におけるすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。(5.1)
- ◇ 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。(5.2)
- ◇ 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。(5.3)
- ◇ 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。(5.4)
- ◇ 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。(5.5)
- ◇ 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。(5.6)
- ◇ 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。(5.a)
- ◇ 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。(5.b)
- ◇ ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。(5.c)



## 第3次胎内市男女共同参画プラン21

令和2年3月

発行：胎内市 総務課

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

TEL 0254-43-6111 FAX 0254-43-5502

ホームページ <http://www.city.tainai.niigata.jp/>

E-mail [jinken@city.tainai.lg.jp](mailto:jinken@city.tainai.lg.jp)